

《仮訳（全文）》
ドイツ連邦共和国 容器包装廃棄物法（VerpackG）

発行日:2017年7月5日

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

<https://www.gesetze-im-internet.de/verpackg/>

この法律は、2017年7月5日の包装法(BGBl.Ip.2234)、2017年7月22日の法律(BGBl.Ip.2234)の第2条によって最終修正されたものである。

この法律は、包装および包装廃棄物に関する1994年12月20日の欧州議会および理事会の指令94/62/ECを、指令2015/720/EUによって最終修正されたとおりに実施する。

この法律は、2017年7月5日の法律I2234の第1条として連邦議会によって可決され、この法律の第3条(1)の最初の文に従って2019年1月1日に発効し、この法律の第3条(2)に従って2017年7月13日に発効する。

目次

第1章 総則

- §1 廃棄物管理の目的
- §2 適用範囲
- §3 定義
- §4 包装の一般要件
- §5 上市の制限
- §6 梱包材を識別するためのマーキング

第2章 システム参加要件に該当する包装の上市

- §7 システム参加義務
- §8 産業リユース
- §9 登録
- §10 データ報告
- §11 完全性の宣言
- §12 例外

第3章 回収・引取・リサイクル

- §13 分別回収
- §14 収集、回収、および情報システムの義務
- §15 製造業者と流通業者の回収とリサイクルの義務
- §16 リサイクルの要件
- §17 証拠を提供する義務

第4章 システム

- §18 認可と組織
- §19 共同体
- §20 報告義務
- §21 参加費のエコロジーデザイン
- §22 投票
- §23 集合的サービスの授与

第5章 中央局

§ 24 設立と法的形態：財産法

§ 25 資金調達

§ 26 タスク

§ 27 専門家およびその他の審査官の登録

§ 28 組織

§ 29 監督と財務管理

§ 30 異議申立手続および取消訴訟の保留効果の部分的除外；野党当局

第6章 飲料包装

§ 30a 特定の使い捨てプラスチック飲料ボトルの最小リサイクル量

§ 31 使い捨て飲料包装の預託および返品義務

§ 32 情報提供の義務

第7章 特定の使い捨て包装の消費量の削減

§ 33 使い捨てプラスチック食品包装および使い捨て飲料カップの再利用可能な代替品

§ 34 中小企業および自動販売機の救済

第8章 最終規定

§ 35 第三者の委託と承認

§ 36 罰金に関する規則

§ 37 没収

§ 38 経過規定

付属書1（§ 3(1)へ）	梱包基準と例
付属書2（§ 3(7)へ）	§ 3(7)での汚染された充填品
付属書3（§ 5(1)文2番号2へ）	§ 5(1)第1文で指定された重金属制限値がプラスチック製のクレートおよびパレットに適用されない要件
付属書4（§ 5(1)文2番号4へ）	§ 5(1)の最初の文で指定された重金属の制限がガラス容器に適用されない要件
付属書5（§ 6まで）	包装の表示

第1章 総則

§1 廃棄物管理の目的

- (1) この法律は、包装に関する閉鎖物質循環および廃棄物管理法第23条に従って、製品責任の要件を定めている。その目的は、包装廃棄物が環境に与える影響を回避または軽減することである。この目標を達成するために、同法は、包装廃棄物が優先事項として回避され、さらに再利用またはリサイクルの準備ができるように義務付けられた当事者の行動を規制する。これにより、市場参加者は不正競争から保護されなければならない。
- (2) 包装廃棄物と同じ材料の他の家庭廃棄物の共同収集を通じて、高品質のリサイクルのためにさらにリサイクル可能な材料を得る必要がある。
- (3) 再利用可能な飲料容器に充填される飲料の割合を高めて無駄をなくし、クローズドサイクルでの飲料容器のリサイクルを促進する必要がある。この法律で規定されている再利用可能な飲料の促進の有効性を検討するために、連邦環境・自然保護・原子力安全省は、再利用可能な飲料容器に充填される飲料の割合を毎年決定し、その結果を公表するものとする。目標は、再利用可能な飲料容器に充填される飲料の割合を少なくとも70%とする。各暦年に初めて市場に出される再利用不可能なプラスチック製飲料ボトルのうち、質量の少なくとも77%は2025年1月1日からリサイクルのために、少なくとも質量の90%は2029年1月1日から個別に回収されるものとする。§ 30a(3)に基づく、再利用できないプラスチック飲料ボトルは例外である。
- (4) この法律は、包装および包装廃棄物に関する指令94/62/ECのヨーロッパの法的目標の達成を確実にすることも目的としている。

この指令によると、この法律の範囲内で発生する包装廃棄物の少なくとも65質量%を回収する必要があり、少なくとも55質量%を毎年リサイクルする必要がある。個々の梱包材のリサイクル率は、少なくとも木材で15質量%、プラスチックで22.5質量%、金属で50質量%、ガラス、紙、ボール紙で60質量%でなければならない。

これによりプラスチックの場合、リサイクルによって再びプラスチックになる材料のみが考慮され、遅くとも2025年12月31日までに、この法律の範囲内で発生する包装廃棄物の少なくとも65質量%を毎年リサイクルしなければならない、遅くとも2030年12月31日までに少なくとも70質量%をリサイクルしなければならない。

個々の梱包材のリサイクルは、少なくとも木材は25質量%、アルミニウムとプラスチックは50質量%、鉄金属とガラスは70質量%、紙とボール紙は75質量%に達しなければならない。また、遅くとも2025年12月31日までに少なくとも木材は30質量%、プラスチックは55質量%、アルミニウムは60質量%、ガラスは75質量%、鉄金属は80質量%、紙は85質量%に達成しなければならない。ボール紙は遅くとも2030年12月31日までに達成しなければならない。

また、§2から§5に従って目標の達成を実証するために連邦政府は必要な調査を実施し、一般市民および市場参加者への情報提供を手配するものとする。

§2 適用範囲

- (1) この法律は、すべての包装に適用される。
- (2) 本法に反対の規定が含まれていない限り、第54条を除く閉鎖物質循環および廃棄物管理法および同法または閉鎖物質に基づいて発行された法定命令2012年5月31日まで有効で、随時修正される循環廃棄物管理法が適用されるものとする。§17(2)および(3)、§19(2)、§27、§47(1)から(6)、§50(3)、§60(1)の文2、§62および§66閉鎖物質循環および廃棄物管理法の規定を準用する。
- (3) 他の法的規定に基づく包装、包装廃棄物の処分、または包装された商品または包装廃棄物の輸送に関する特別な要件が存在する限り、これらの要件は影響を受けないものとする。
- (4) 競争の制限に関する法律の規定は影響を受けないものとする。
- (5) 連邦、州、地区、地方自治体が、第三者にその使用を許可する権限。
- (6) 廃棄物を回避しリサイクルするための施設や財産、および公道の特別な使用は影響を受けないものとする。

§3 定義

- (1) 包装とは、商品の包装、保護、取り扱い、配送、または提示のために、原材料から加工製品に至るまでのあらゆる材料で作られた製品であり、製造業者によって流通業者または最終消費者に渡され、
 1. 通常、商品と包装からなる販売単位（販売包装）として最終消費者に提供される販売用包装には、商品が出荷されるまで使用されない包装も含まれる。
最終提供者は、以下の内容を満たす。
 - a) 最終消費者への商品の配送を可能にし、サポートする
 - b) 最終消費者への商品の出荷を可能にし、サポートする
 2. 特定の数の販売単位が含まれており、通常は販売単位と一緒に最終消費者に提供されるか、販売棚にて保管される。

3. 直接の接触や輸送中の損傷を回避する方法で商品の取り扱いと輸送を容易にし、一般的には輸送用包装への移送を意図していない。また、道路、鉄道、船舶、航空輸送用の容器は輸送用包装材ではない。

包装の定義は、付属書1に記載されている基準によって補足され、リストにある項目はこれらの基準の適用例である。

- (2) 飲料包装とは、食品法の一般原則と要件を定める2002年1月28日の欧州議会および理事会の規則(EC)No178/2002の第2条の範囲内で、主に密閉型液体食品または密閉型の販売用包装を意味する。2002年1月、食品法の一般原則と要件を定め、欧州食品安全機関を設立し、食品安全に関する手順を定めた(OJL31、2002年1月2日、p.1)、規則(EU)による最終修正No2019/1381(OJL231,6.9.2019,p.1)により、飲料のための消費を意図している。
- (3) 再利用可能な包装とは、使用後に同じ目的で数回再利用するように設計および意図された包装であり、実際に返品および交換される包装である。
再利用は、適切なロジスティクスによって可能になるだけでなく、適切なインセンティブシステム(通常は保証金)によって促進される。
- (4) 使い捨て包装とは、再利用可能な包装ではない。
- (4a)使い捨てプラスチック包装とは、全体または一部がプラスチックでできている使い捨て包装を意味する。
- (4b)使い捨てプラスチック食品包装とは、以下のような食品用の蓋付きまたは蓋なしの箱などの容器をいう。
1. その場で、または持ち帰り用の食品として、すぐに食べられることを意図しているもの
 2. 通常、包装から出されてから消費されるもの
 3. 調理、煮沸、加熱などの調理をせずに食べられるもの
- ここでの使い捨てプラスチック製食品包装には、飲料包装、飲料カップ、プレート、食品内容物を含む袋や包装紙などのフィルム包装は含まれない。
- (4c)使い捨てプラスチック飲料ボトルとは、使い捨てプラスチック包装の要件も満たしているボトルの形状をした飲料用包装材で、その栓や蓋を含み、充填量が3.0リットルまでのもの。
- (5) 複合包装とは、手で分離できない2つ以上の異なる種類の材料で構成される包装である。
- (6) 空包装とは、内容物が意図したとおりに使い切られた包装である。
- (7) 危険な充填物とは、付属書2でより詳細に定義されている充填物である。

- (8) システムへの参加を対象として包装とは、商品を充填した販売用包装および外装包装で、使用後、一般的に民間最終消費者において廃棄物として蓄積されるものである。
- (9) 上市とは、この法律の範囲内で、配布、消費、または使用を目的とした第三者への有償または無償の供給である。第三者の名前または商標、あるいはその両方のみが包装に記載されている場合、第三者に代わって充填された包装をその第三者に供給しても、市場に投入されたとはみなされないものとする。
- (10) 最終消費者とは、その商品が引き渡された形態で、もはや商業的に販売しない者である。
- (11) 民間最終消費者とは、一般家庭およびそこで一般的に発生する包装廃棄物の種類に応じた発生源である。
第文1における発生源とは、特にレストラン、ホテル、サービスエリア、食堂、行政機関、兵舎、病院、教育機関、慈善団体、フリーランサーの支部、映画館、オペラ、美術館などの文化部門、リゾート地、アミューズメントパーク、スポーツスタジアムなどのレジャー部門を指す。
第1文における同等の廃棄物発生源とは、包装廃棄物が、紙、ボール紙、紙器、プラスチック、金属、複合材用の標準的な家庭用回収容器を使用して処分できる回収単位あたり最大100リットル空容器で、標準家庭用回収頻度での処分となるものを指す。
- (12) 流通業者とは、流通の方法または取引の程度にかかわらず、包装を商業的に市場に出す者をいう。
- (13) 最終流通業者は、包装を最終消費者に届ける流通業者を指す。
- (14) 製造業者は、商業ベースで初めて包装を市場に出す販売業者である。
また、製造業者は、商業ベースでこの法律の適用範囲に包装を輸入する者である。
- (14a) 公認代理人とは、この法律の範囲内で設立された人または法人をいう。
本法の範囲内に設立されていない製造者が、本法に基づく製造者の義務を果たすために、自己の名においてすべての業務を行うよう委託した、法的能力を有する個人またはパートナーシップを指す。
- (14b) 電子マーケットプレイスとは、ウェブサイトまたはインターネットを通じて情報が利用可能になり、マーケットプレイスのオペレーターではない販売業者が自身のために商品を市場に出すことを可能にする手段を意味する。

電子マーケットプレイスの運営者とは、電子マーケットプレイスを維持し、販売業者がそのマーケットプレイスを通じて商品を市場に出すことを可能にする、法的能力を有する人または法人、パートナーシップを意味する。

(14c)フルフィルメントサービスプロバイダーとは、事業活動の過程で、本法の範囲内で販売業者に以下のサービスのうち少なくとも2つを提供する人、法人または法的能力を有するパートナーシップを意味する。所有権を有しない物品の倉庫保管、梱包、宛名書きおよび配送、郵便、小包配達またはその他の貨物輸送サービス提供者は、フルフィルメントサービス提供者とはみなされない。

(15)登録専門家とは、

1. 貿易商工業規制法第36条に従って公に任命され、
2. 環境検証者または環境検証機関として、2002年9月4日に公布された環境監査法の § 9 および § 10 または § 18 に基づく認定に基づいて、(BGBl.Ip.3490)は、2015年11月25日の法律(BGBl.Ip.2092)の第3条によって最後に修正されたように、付属書Iの § 38E でさらに定義された分野で動作する可能性がある。2006年12月20日の欧州議会および理事会の規則(EC)No1893/2006に対して、経済活動の統計的分類NACE改訂2を確立し、理事会規則(EEC)No3037/90および特定のEC規則を修正統計ドメイン(OJ2006L393、p.1)、2006年12月経済活動の統計分類NACE改訂2を確立し、理事会規則(EEC)No3037/90および特定の統計領域に関する特定のEC規則を修正(OJL393、2006年12月30日、p.1)、最終修正規則(EC)No295/2008(OJL97、2008年9月4日、p.13)、現在有効なバージョンに従っていること。
3. 一般に認められた手順で、国家認定機関による認定を受けた資格を持っている場合、または
4. 欧州連合の別の加盟国または欧州経済地域に関する協定の別の締約国に設立され、一時的かつ臨時にのみドイツで活動を行う予定であり、第13a条および第13b条に従って専門資格が証明されている活動に着手する前に貿易、商取引および産業規制法に基づく手続きは、単一の機関によって処理される場合がある。
そして、§ 27に従って、中央事務局によって審査官登録簿に保管される。

(16)システムとは、私法に基づいて組織された法人またはパートナーシップであり、以下に関連付けられている。

第18条に基づく認可は、参加製造業者の製品責任の行使において、個人の最終消費者の集積地域で廃棄物として蓄積された残りの空の包装を全国的に収集し、回収のために輸送するものとする。最初の文の集積地域とは、システム参加の対象となる参加製造業者の包装が市場に出される土地の全領域とする。

- (17) スキーム監査人は、§ 20(4)に従ってスキームによって任命され、§ 20(2)の最初の文に従ってスキームの中間および年次報告書を監査および認証する監査人である。
- (18) 中央機関は、§ 24に従って設立される財団でなければならない。
- (19) 材料回収とは、同じ物質の新しい材料を交換するか、材料をさらに使用できるようにしておくプロセスによる回収である。
- (20) リサイクルセンターは、通常、個人の最終消費者によって生成されるさまざまな材料から廃棄物を分別収集するための中心的な収集区域である。
- (21) プラスチックについては、化学物質の登録、評価、認可および制限に関する2006年12月18日の欧州議会および理事会の規則(EC)No1907/2006の第3条(5)(REACH)、欧州化学物質庁を設立し、指令1999/45/ECを修正し、理事会規則(EEC)No793/93および委員会規則(EC)No1488/94、ならびに理事会指令76/769/EECおよび委員会指令91を廃止する。
また、155/EEC、93/67/EEC、93/105/ECおよび2000/21/EC(OJL396、30.12.2006、p.1)L396、30.12.2006、p.1)、規則(EU)2021/57(OJL24,26.1.2021,p.19)によって最後に修正されたもので、添加物または他の物質が追加されている可能性があり、主要な構造成分として機能する可能性がある。
ただし、化学的に修飾されていない天然ポリマーから作られた素材は除く。

§ 4 包装の一般要件

包装は、次のような方法で開発、製造、配布されるものとする。

1. 包装の体積と質量は、包装される商品の必要な安全性と衛生、および消費者によるそれらの受け入れを確保するのに適切な最小限に制限されるものとする。
2. リサイクルを含む再利用または回収において、廃棄物の階層化が可能であり、包装廃棄物の再利用、再利用の準備、リサイクル、その他の回収または処分による環境への影響が最小限に抑えられること。
3. 包装または包装部品の廃棄から生じる排出物、灰または浸出液中の有害および危険な物質および材料は最小限に抑えられること。
4. 包装の再利用性および包装質量中の二次原材料の割合は、包装される商品の必要な安全性と衛生の保証、消費者の受け入れを考慮して、技術的に可能かつ経済的に妥当な最高レベルまで高められていること。

§5 上市の制限

- (1) 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの累積濃度が1キログラムあたり100ミリグラムを超える包装または包装部品の上市は禁止されている。
ただし、以下の場合においては適用されない。
1. 再利用のための確立されたシステムでの再利用可能な包装
 2. 制限値の超過が、もっぱら二次原材料の使用によるものであり、付属書3に定められた要件を満たすプラスチッククレートおよびプラスチックパレット
 3. 鉛クリスタルガラスのみで作られた包装
 4. 鉛、カドミウム、水銀と六価クロムは累積的に1キログラムあたり250ミリグラムの値を超えず、その製造は付属書4に定められた要件に準拠している。
- (2) 最終流通業者は、2022年1月1日以降、販売時点で商品を充填することを意図した厚みが50マイクロメートル未満で、ハンドルの有無にかかわらず、プラスチック製の手提げ袋を市場に出すことを禁止するものとする。
ただし、以下の場合においては適用されない。
包装に関する1994年12月20日の欧州議会および理事会の指令94/62/ECの第3(1d)条に定められたその他の要件を満たすことを条件として、厚みが15マイクロメートル未満のプラスチック製の手提げ袋。(包装及び包装廃棄物に関する1994年12月 (OJ L 365, 31.12.1994, p.10)、指令 (EU) 2018/852 (OJ L 150, 14.6.2018, p.141) により最終改正された。)
- (3) 2021年1月20日の使い捨てプラスチックの禁止に関する条例(BGBl.Ip.95)の第3節に基づく包装の市場投入に関する制限は、修正されたままであり、影響を受けないものとする。

§6 梱包材を識別するためのマーキング

包装は、それらが作られている材料を識別するために、付属書5で指定された番号と略語でマークされている場合がある。同じ材料を識別するために、付属書5に規定されているもの以外の数字と略語を使用することは許可されていない。

第2章 システム参加要件に該当する包装の上市

§7 システム参加義務

- (1) システムへの参加が義務付けられている包装の製造業者は、次の場所の一つまたは複数で、全国的な市場前回収を確実に行う。その際、関与する材料の種類と包装の質量を指定するものとする。§9(3)第2文に基づく登録番号システムは、参加が行われたことを書面または電子的に製造業者に直ちに確認し、関連する材料の種類と包装の質量を記載するものとする。これは、§35(1)に従って指定された第三者によって参加が手配された場合にも適用される。
- (2) (1)の第1文からの逸脱として、システム参加義務の対象となるサービス包装の製造業者は、そのようなサービス包装の上流の流通業者に対して、供給された未充填のサービス包装に関して一つまたは複数のシステムに参加するよう要求することができる。
(1)第1文により当初義務を負っていた製造者は、システム参加義務が移転された先の販売業者にシステム参加の確認を求めることができる。システム参加義務の譲渡に伴い、§9から§11に基づく生産者の義務も義務付けられた上流の販売業者に譲渡されるものとする。ただし、(1)第1文に基づく生産者は、§9に従って登録する義務を負うものとする。
- (3) システム参加の対象となる市場に出された包装が、損傷または販売不能のために最終消費者に引き渡されない限り、生産者は包装を回収した場合、システム参加のために支払った料金を当該システムから回収することができる§16(5)の要件に従ってリサイクルする。引き取りとその後の回収は、個々のケースごとに検証可能な形式で文書化されうる必要があり、この場合、当該包装は参加費の払い戻し後に市場に出されたものとはみなされないものとする。
- (4) 製造業者がそのシステムに参加した期間が満了する前に、§18(3)に基づいてシステムの承認が取り消された場合、そのシステムへの参加は取り消しが行われた日から有効に行われなかったものとみなされるものとする。
- (5) システムへの参加の対象となる包装材を含めることで、環境に配慮した廃棄物管理、特に適切で無害な回収の実施が著しく損なわれる場合、一般市民の福利や健康が損なわれるという懸念が生じる場合、絶滅の危機に瀕している場合、中央機関はシステムの非互換性のために、個々のケースでシステム参加の対象となる包装の包含を禁止する場合がある。なお、システムまたは生産者が当該包装のシステム適合性を証明した場合、禁止は解除されるものとする。
- (6) システム運営者は、販売業者がシステム参加対象包装の製造業者を自らのシステムに紹介する場合に、販売業者に対して報酬その他の経済的利益を約束し、または与えることを認めてはならない。

(7) システム参加対象包装を市場に出してはならない。後続の販売業者は、システム参加対象包装を販売のために提供してはならず、電子市場の運営者は、製造業者が(1)第1文に従ってこの包装を有するシステムに参加していない場合、システム参加対象包装が販売のために提供されることを可能にしてはならない。フルフィルメントサービスプロバイダーは、製造業者が(1)第1文に従ってこの包装を有するシステムに参加していない場合、システム参加要件対象の包装に関連して § 3(14c)第1文に規定する活動のいずれかを提供してはならず、フルフィルメントサービスプロバイダーの活動がシステム参加要件対象の出荷包装における商品の包装を含む場合、出荷包装に関して、当該製造業者のために活動している商品の販売業者は(1)第1文に従って製造者と見なされる。

(+++ § 7: 非適用については § 12を参照 +++)

§ 8 産業ソリューション

(1) § 7(1)に基づく生産者の義務は、自らが市場に出した包装であって、§ 3(11)第2文及び第3文に基づき個人家庭として扱われ、廃棄物となった時点でシステム参加の対象となり、自ら又は仲介販売業者を通じて供給される包装を検証できる方法によって無償で引き取り、§ 16(1)~(3)の要件（産業ソリューション）に従って回収に回す限り適用しないものとする。製造者は、登録専門家が発行した証明書により、製造者または製造者がこの目的のために委託した第三者を証明しなければならない。

1. 第1文に従い、自らが供給するすべての廃棄物発生地点において、適切な部門関連回収構造を設置し、そこで自らが市場に投入したシステム参加対象のすべての包装の定期的な無償引き取りを保証すること。
2. 第1文に従って自己が供給したすべての廃棄物発生地点から、それらがこの収集構造に統合されていることを確認する書面を所有すること。
3. § 16(1)から(3)の要件に従って引き取られた包装の回収を保証すること。

類似の商品を販売する1つの分野の複数の製造業者が協力することは許される。この場合、製造業者は、個人又は法人又はパートナーシップを分野別解決策のスポンサーとして指定しなければならない。第1文は、§ 31第4項に基づく強制的な寄託の対象とならない飲料が充填された詰め替え不可の飲料容器の製造業者には適用されないものとする。

(2) 製造者又は第1項第3文による協力の場合、分野別解決策のスポンサーは、分野別解決策の開始及びその重要な変更について、発効の1ヶ月前までに、中央団体に書面で通知しなければならない。この通知には、以下の情報および書類を添付しなければならない。

1. 第1段落第2文に基づく証明書 ((2)に基づくすべての確認書を含む)
2. § 25(1)第2文に従って融資契約が締結された日
3. (1)第3文に基づく協力の場合、産業用ソリューションを運用するすべての製造者のリスト
産業ソリューションの変更に係る通知の場合、第2文に基づき同封する書類が変更後の状況に言及していれば足りるものとする。

(3) 生産者又は(1)第3文に基づく協力の場合、産業ソリューションのスポンサーは、§ 17 (1)及び(2)の要件に従って検証可能な形式で引取及び回収を文書化し、登録専門家に検査及び確認させなければならない
量の流れの証明では、(1)第1文に基づく生成地点を、その正確な住所とともに追加で指定しなければならない。さらに、(1)第1文に基づくすべての生成地点のそれぞれの生産者の包装で、それらに引き渡された制度への強制参加の対象となる量の、書面による証明を量の流れの証明に同封しなければならない。量の流れの証明は、遅くとも報告期間の翌暦年の6月1日までに中央機関に書面で預けられなければならない。

(4) § 15(4)に基づく義務は、産業ソリューションを運用する製造業者に準用されるものとする。

(5) 中央機関は、§ 18(4)に従って、製造業者、または第1文3項に従って協力する場合は産業ソリューションのプロバイダーに保証を提供するよう要求することができる。

(+++ § 8: 非適用については § 12を参照 +++)

§ 9 登録

- (1) 商品を詰めた包装の製造業者は、包装を市場に出す前に中央機関に登録する義務がある。
登録データの変更及び製造業者の活動の永久的中止は、遅滞なく中央機関に通知されなければならない。
- (2) (1)第1文に従って登録する場合、次の情報が提供されるものとする。
 1. 製造業者の名前、住所および連絡先の詳細
(特に、郵便番号、市区町村、番地、国、電話番号、ヨーロッパまたは国の税番号)。
 2. § 35 (2)に基づく委任状の場合:
 - a) 1に従って権限を与えられた代表者の名前、住所、および連絡先の詳細
 - b) 製造業者による譲渡書
 3. 会社を代表する権限を与えられた個人の表示
 4. 製造業者の国民識別番号および電子メールアドレス
承認される場合は、承認された代理人の同じ詳細情報
 5. 製造業者が包装を市場に出す際のブランド名

6. 製造者が市場に出した包装に関する情報で、§ 3(8)に基づくシステム参加対象の包装、§ 15(1)1から5に基づくそれぞれの包装、§ 31に基づく強制預託の対象となる詰め替え不可の飲料包装に分けられる。
7. 本項に基づいて提供される情報が真実かつ正確であることの宣言。

§ 7(1)第1文に基づく生産者は、1つ以上のシステムへの参加又は1つ以上のセクターソリューションを通じて引取義務を果たすという宣言も提出しなければならない。§ 7(2)に基づくシステム参加義務の1つ以上の上流流通業者への完全譲渡の場合には、代わりに、既にシステムに参加しているサービス包装のみを市場に出すことを宣言しなければならない。

- (3) 初期登録と変更の通知は、ウェブサイトの登録フォームから行う必要があり、中央機関には電子データ処理システムが提供されなければならない。

中央機関は登録を確認し、その登録番号を製造業者に通知するものとし、電子登録手順に関する指示を発行するとともに、電子送信、特定の暗号化、および製造業者とのその他の通信のための電子文書の送信のためのアクセスの開始を規定する。

- (4) 中央機関は、インターネット上で登録された製造業者を、(2)1、2のa、5および6で指定された情報、ならびに登録番号および登録日と共に公開するものとする。

登録が終了した製造業者の場合は、市場撤退の日付も記載するものとする。インターネット上に公開されたデータは、製造業者の登録が終了した年の終了から3年後に削除されるものとする。

- (5) 製造者は、(1)に従って登録されていない、または適切に登録されていない場合、包装を市場に出してはならない。流通業者は、包装の製造者が(1)に従って適切に登録されていないか、または登録されていない場合、包装を販売のために提供することを可能にしてはならず、電子市場の運営者は、包装を販売のために提供することを可能にしてはならない。フルフィルメントサービスプロバイダーは、包装の製造者が(1)に従って適切に登録されていないか、または登録されていない場合、包装に関して§ 3(14c)第1文に言及された活動のいずれかを提供してはならない。

(+++ § 9: 非適用については § 12を参照 +++)

§ 10 データ報告

- (1) § 7(1)第1文に基づく製造業者は、システム参加の範囲内で提供される包装に関する情報を遅滞なく中央機関に送信し、少なくとも次のデータを記載する義務を負うものとする。

1. 登録番号

2. 関連する梱包材の種類と質量
3. システムへの参加が行われたシステムの名前
4. システム加入期間

§ 7(3)第1文に従った情報の変更および撤回は、それに応じて本部に報告されるものとする。

§ 16(2)の第1、2文で指定された資料の種類に従って分類されるものとする。他の資料は、単一の情報項目に結合されるものとする。

§ 16(3)第4文に従って回収された複合包装は、対応する主要な材料タイプに割り当てられるものとする。

- (2) 中央事務局は、(1)に従ってデータ報告用の統一電子フォームを提供し、より詳細な手順指示を発行することができる。
- (3) 中央当局は、システムが自己のシステムに関連するデータメッセージを電子的に取得することを許可する場合がある。

(+++ § 10: 非適用については § 12を参照 +++)

§ 11 完全性の宣言

- (1) § 7(1)第1文に従う製造業者は、5月15日までに前暦年に製造業者によって初めて上市されたすべての販売用包装材および二次包装材について、(3)完全性の宣言を行う。

完全性の宣言は、登録された専門家、または § 27(2)に従って登録された監査人、税理士、または公認会計士による審査および確認の対象となるものとする。

- (2) 表明状には、次の情報を含めるものとする。
 1. 前暦年に初めて市場に出された、システム参加の対象となるすべての包装の材料の種類と質量
 2. 前暦年に初めて市場に出された商品で満たされたすべての販売および外装包装の材料の種類と質量
 3. 前暦年に初めて上市されたシステム参加の対象となる包装に関して、1つまたは複数のシステムに参加している旨。
 4. § 8に従って、1つまたは複数のセクターソリューションを介して前暦年に回収されたすべての包装の材料の種類と質量。
 5. § 7(3)に従って前暦年に回収されたすべての梱包材の材料の種類と質量について
 6. § 15(1)第1、2文に従って、前暦年に回収された販売および二次包装に関する回収要件
 7. § 7(3)に従って前暦年に回収された梱包材に関する回収要件

第1文に基づく情報は、§ 16(2)第1文および第2文で指定された資料の種類に従って分類されるものとする。

他の資料は、それぞれの場合に単一の情報項目に結合されるものとする。

§ 16(3)第4文に従って回収された複合包装は、対応する主要な材料タイプに割り当てられるものとする。

(3) 完全性の宣言は、関連する検査報告書とともに、中央事務局に電子的に提出されるものとする。第1項第2文に基づく確認は、適格な電子署名を付すものとする。

中央当局は、電子出願手続に関するより詳細な指示を発し、特定の電子フォーム及び入力マスクの使用、特定の暗号化、並びに出願義務者との他の通信のための電子文書の送信のためのアクセス権の開放を規定することができる。中央当局は、§ 7(1)第3文に基づくシステム参加確認書および§ 7(3)第2文に基づく文書の提出を追加で要求することができる。寄託された完全性宣言が不正確または不完全であるとの指摘があった場合、製造業者に対し、個々のケースにおける審査に必要な更なる書類の寄託を求める場合がある。

(4) 前暦年に、初めて、80,000キログラム未満のガラス、50,000キログラム未満の紙、ボール紙及び段ボール箱、並びに30,000キログラム未満の§ 16(2)に規定するその他の材料の種類の包装を流通させた者は、システム参加の対象となる(1)1に基づく義務を免除される。中央機関又は管轄陸上当局は、第1文による閾値に達していない場合であっても、いつでも(1)から(3)までの要件に従って完全性の宣言を提出するよう要求することができる。

(+++ § 11: 非適用については§ 12を参照 +++)

§ 12 例外

(1) 本節の規定は、この法律の範囲内で最終消費者に供給されないことが明らかな包装には適用されないものとする。

(2) 本節の規定は、§ 9を除いて適用されないものとする。

1. 再利用可能な包装
2. § 31による義務的な保証金の対象となる使い捨て飲料包装
3. 危険物の販売用梱包

第3章 回収・引き取り・リサイクル

§ 13 分別回収

商業廃棄物条例の要件にかかわらず、個人の最終消費者によって廃棄物として生成された空の包装は、次の規則に従って混合都市廃棄物とは別に収集する必要がある。

§ 14 収集、回収、および情報システムの義務

(1) システムは、参加する生産者の集散地において、民間最終消費者（収集システム）若しくはその周辺（搬入システム）又は両者の組み合わせにより、適切な方法で、民間最終消費者のために無料で、残留物のないすべての包装の地域全体の収集を混合自治体廃棄物と分けて確保することを義務付けられる。回収システムは、定期的に空にされた民間最終消費者に蓄積されるすべての空の包装を回収するのに適したものでなければならない。回収は、民間の最終消費者からの廃棄物に限定されるものとする。いくつかのシステムは、その収集構造の設置及び運営において協力することができる。

(2) システムによって収集された廃棄物は、§ 16(1)の第1文、(2)および(4)の第1文の要件に従って、回収されるものとする。

(3) § 22(9)の規定を損なうことなく、システムは包装廃棄物の分別収集の目的および目的のために設定された収集システム、達成された回収結果について、適切な範囲で個人の最終消費者に通知する義務を負うものとする。

使い捨てプラスチック包装に関しては、システムは次の情報も提供する必要がある。

1. ポイ捨てが環境、特に海洋環境に与える影響について
2. ポイ捨てを防止するための措置、特に欧州議会および理事会の指令(EU)2019/904の付属書のパートGで言及されている使い捨てプラスチック包装の代替としての再利用可能な包装の利用可能性について、特定のプラスチック製品の環境への影響の削減について

情報は定期的に提供され、地方および地域を超えた措置の両方を含むものとする。

また、一般廃棄物諮問機関および消費者保護組織は、情報措置の準備に関与するものとする。

(4) 各スキームは、以下の情報をウェブサイト上で公開し、定期的に更新するものとする。

1. その所有権と会員比率
2. 参加製造業者が、市場に出されたシステム参加包装1個あたり、またはシステム参加包装の質量単位あたりで支払う料金
3. § 23の要件に従って選択されている場合を除き、廃棄物管理施設を選択するために使用する手順

これは、情報が企業秘密である場合には適用されない。

また、営業秘密の存在に疑いがある場合、中央機関は公開されていない情報が営業秘密である理由について、正当な理由をテキスト形式で提供するようにシステムに要求する場合がある。

§ 15 製造業者と流通業者の回収とリサイクルの義務

(1) サプライチェーンにおける製造業者およびその後の流通業者

1. 輸送包装
2. 使用後に個人の最終消費者が通常使用しない販売用包装および外装包装
3. § 7(5)に従い、システムの非互換性によりシステム参加が不可能な販売包装および二次包装
4. 危険な充填品の販売用包装
5. 再利用可能な包装

実際の譲渡の場所またはそのすぐ近くで、市場に出したものと同一種類、形状及び大きさの使用済み空包装を無料で引き取る義務を負うものとする。最終販売業者の場合、第1文に基づく引取り義務は、販売業者がその製品群に含まれる商品に由来する包装に限定されるものとする。定期的な配送の場合、包装は、次の配送時に引き取られることもある。サプライチェーンの下流に位置する製造業者及び販売業者は、最終消費者が一般家庭でない限り、自己及び最終消費者との間で、返却場所及び費用規制に関する逸脱した協定を締結することができる。第1文に基づく包装の最終販売業者は、返品オプション及びその目的について、合理的な範囲で最終消費者に知らせるための適切な措置を講じるものとする。

(2) (1)第1文3および4に基づく包装の製造者又はその後の販売業者が、実際の譲渡場所又はその近傍において、環境的に健全かつ健康に適合する方法で包装を引き取ることができない場合、その包装は実際の譲渡場所からの距離が包装を返却する権利を有する者にとって妥当で、販売業者の通常の営業時間内にアクセスできる距離にある場合には、中央回収場所でも引き取ることができる。(1)第1文3および4に基づく包装の最終販売業者は、販売時点において明確に認識でき読みやすい標識により、また通信販売の場合にはその他の適切な手段により、最終消費者の注意を返品オプションに注意を喚起することとする。

(3) (1)第1文に従って包装を回収するサプライチェーンの下流の製造業者および販売業者は、§ 16(5)第1文に基づく要件について、廃棄物を以前の販売業者に返却することによっても満たすことができ、引き取りおよび回収要件への準拠の証明を提供するものとする。
この目的のために、前年の暦年に流通し回収され回収された包装は、毎年5月15日までに検証可能な形で文書化されなければならない。

文書は、材料の種類と質量によって分類されるものとする。文書の正確性と完全性を評価するために、適切な自己監視製造業者システムを設定する必要がある。文書は、要求に応じて、生産者または流通業者が設立された地域の管轄土地当局に提出するものとする。

(4) (1)第1文に基づくサプライチェーンにおける包装の製造事業者及びその後の販売事業者は、この規定に基づく義務を履行するための財務的及び組織的手段を維持する義務を負うものとする。これらの者は、その財務管理を評価するために適切な自己監視の仕組みを確立しなければならない。

(5) システムが設定されていない場合、(1)第1文に基づく回収義務、(2)第2文に基づく通知義務、および(4)に基づく義務が準用されるものとする。

販売面積が200平方メートル未満の最終販売業者の場合、第1文に基づく回収義務は、販売業者がその製品範囲で取り扱うブランドの包装に限定されるものとする。

通信販売の場合は、すべての保管場所と発送場所が販売場所とみなされる。第1文および第2文に従って回収された梱包材は、§ 16(1)から(3)の要件に従って再利用または回収されるものとする。第3文に基づく要件は、包装を以前の販売業者に返却することによっても満たすことができる。回収および回収要件の順守の証拠は、(3)第4文から第6文の規定に従って保管され、要求に応じて、生産者または流通業者が設立された地域の管轄土地当局に提出されるものとする。

(+++ § 15(1)4:適用については、§ 31(3)を参照 +++)

§ 16 リサイクルの要件

(1) システムは、閉鎖物質循環および廃棄物管理法 § 8(1)第1文に従って、§ 14(1)に基づいて回収された空の包装を再利用またはリサイクルのために準備することを優先するものとする。

廃棄物が第1文に従って回収されない場合は、閉鎖物質循環および廃棄物管理法 § 17(1)第2文に従って、管轄の公共廃棄物管理当局に引き渡されるものとする。

(2) システムは、関連する包装の少なくとも次の年間平均割合を再利用またはリサイクルする準備をする義務がある。

1. ガラスの質量比80%(2022年1月1日から質量比90%)
2. 紙、ボール紙、段ボール箱は質量比85%(2022年1月1日から質量比90%)
3. 鉄系金属は質量比80%(2022年1月1日以降は質量比90%)
4. アルミニウムは質量比80%(2022年1月1日以降は質量比90%)
5. 飲料用カートン包装は質量比75%(2022年1月1日以降は質量比80%)

6. その他の複合包装材（飲料カートンを除く）は質量比55%(2022年1月1日以降は質量比70%)

プラスチックの質量の少なくとも90%をリサイクルする必要がある。この回収率の少なくとも65%、2022年1月1日からは70%を製造業者ニカルリサイクルによって確保する必要がある。

- (3) (2)第1文の5および6に基づく複合包装の場合、特に別の材料構成要素構成要素のリサイクルが循環経済の目的により適している場合を除く。
複合包装が独自の回収チャンネルに供給される限り、(2)第1文の5と6に基づく割り当ての独立した証明は許容されるものとする。
- (3) 第1文および第2文で指定された主要な材料タイプの1つの流れで収集され、回収作業に供給される複合包装材の場合、(2)第1文の5および6に基づく割り当ては、適切なサンプル調査によって実証される。
主材料成分が複合包装材の95%の質量シェアを超える場合、第3文に従って回収に委託された複合包装材は、主材料タイプの割り当てに対して完全に貸方記入されるものとする。
- (4) システムは§ 14(1)に従って、空のプラスチック、金属、および複合包装の収集の範囲内で収集された総廃棄物の質量の少なくとも50%を年平均でリサイクルする義務を負うものとする。
§ 22(5)でのリサイクル可能な材料の均一な収集の場合、リサイクルの割り当ては、プラスチック、金属の比率に従って、回収システムに割り当てられる収集混合物の割合を指すものとする。
- (5) § 15(1)第1文に従って回収された包装は、閉鎖物質循環および廃棄物管理法 § 8(1)に従って、再利用またはリサイクルの準備のために優先されるものとする。
- (6) 廃棄物の輸送に関する2006年7月14日付欧州議会および理事会規則(EC) No.1013/2006 (OJ L 190, 12.7.2006, p. 1) (規則(EU)2020/2174(OJ L 433 of 22.12.2020, p. 11)により最終改正)、および特定廃棄物の輸出ならびに廃棄物の越境移動の規制に関するOECD決定が適用されない特定の国向けの輸送の管理を目的とした欧州議会および理事会規則(EC)No.1013/2006付属書IIIまたはIIIAに記載された特定廃棄物に関する2007年11月29日付委員会規則(EC)No.1418/2007(OJ L 316 of 4.12.2007, p. 6) ((EU)No.733/2014(OJ L 197 of 4 July 2014, p. 10)により最終改正)に基づく欧州連合から輸出される包装廃棄物は、第1項から第5項および第1項(4)第2文及び第3文の要求事項の達成は欧州の関連規定に規定される条件と本質的に一致する条件で回収が行われたという検証可能な証拠がある場合にのみ、考慮してよい。

- (7) 2022年1月1日から3年以内に、連邦政府は(2)第1文および第2文の材料固有の回収率、および(4)第1文のリサイクル率をさらに高めることを目的とした回収結果を求める。

§ 17 証拠を提供する義務

- (1) システムは、§ 14(1)センテンス1に従って収集された残りの空の包装の回収を、暦年ベースで検証可能な形式で文書化するものとする(体積流量検証)。
体積流量の検証は、システムに参加している包装の数量および回収された数量と、再利用、リサイクル、機械的リサイクル、またはエネルギー回収の準備のために送られた数量に関する完全に文書化された情報に基づくものとする。
量の流れの証明の根拠となる廃棄物処理記録には、少なくともクライアント、委託された廃棄物処理会社および廃棄物コードとリストの付属書に従って廃棄物指定を記載した廃棄物の質量が含まれていなければならない。質量流量の証明は、§ 16(2)センテンス1と2で指定された材料の種類に従って分類されるものとする。
他の資料は、単一の文書に結合されるものとする。§ 16(3)センテンス4に従って回収された複合包装は、対応する主要な材料タイプに割り当てられるものとする。
量の流れの証明は、個々の国で記録された量も示すものとする。
システムは、流量証明の正確さと完全性を評価するために、適切な自己監視製造業者を設定する必要がある。
- (2) 体積流量の証拠は、登録された専門家によって検証および確認されるものとする。
量の流れの証明の検証には、特に(1)センテンス2に基づく情報の根拠となる文書の検証も含まれるものとする。
- (3) システムは、遅くとも報告期間の翌暦年の6月1日までに、量の流れの証明を電子的に中央機関に預けなければならない。(2)のセンテンス1に基づく確認には、適格な電子署名が提供されるものとする。
中央機関は、特定の電子フォームと入力するマスクの使用、および提出のための特定の暗号化を要求するものとする。関連文書は、中央機関の要請に応じて原本を提出するものとする。

第4章システム

§18 認可と組織

(1) システムの運用には、管轄の土地当局の以下のような承認が必要である。

1. 関係する国全体で確立されている、特に必要な収集構造が整っている
2. 関係国のすべての公共廃棄物管理当局と §22(1)に従って調整協定を締結しているか、既存の調整協定を提出している
3. 必要な分別とリサイクルの能力を備えている
4. 経済的に余裕がある
5. §25(1)センテンス2に従って、中央当局と融資契約を締結している

承認は公告され、公告の日から有効となる。

(1a)センテンス2ナンバー4に基づく財務能力の要件は、スキームが12か月の期間にわたって現実的な仮定の下である既存および将来の義務を果たすことができることを示している場合に満たされるものとする。

制度に対して破産手続が開始された場合、または事業活動に起因する税金または社会保障拠出金の大幅なまたは繰り返しの滞納がある場合、制度の財務能力は満たされない。

(1)センテンス1に基づく当局は、財務を調査するものとする。

特に商法に基づく年次財務諸表に基づく業績商法に基づく監査報告書について、各システムは少なくとも次の情報を提供する必要がある。

1. 銀行残高、委託された当座貸越およびローンを含む利用可能な財源
2. 担保として利用可能な資金および資産
3. 運転資本
4. 事業資産の負担
5. 税金と社会保険料

(1)センテンス1に基づく当局は、個々のケースでの審査に必要な追加の書類、特に銀行、公的貯蓄銀行、監査人または公認会計士の適切な書類の提出をシステムに要求することができる。(1)センテンス1に従い、当局は、スキームの財務能力を証明する文書を中央事務局に送信し、それにより中央事務局にスキームの財政能力の評価を要求することができる。

(2) 承認は、承認が発行されたときに存在していた条件が、システムの動作中にも恒久的に満たされることを保証するために必要かつ補助的な規定と共に提供される場合もある。

(3) (1)センテンス1に従って当局は、システムが §14(1)および(2)に基づく義務を遵守していないと判断した場合、または(1)で指定された条件の一つを満たしていないと判断した場合に、ライセンスの全部または一部を取り消すことができ、センテンス2は、もはや適用され

ない。システムの運用が停止したと当局が判断した場合は、認可は取り消されるものとする。また、取り消しは公に発表されるものとする。

- (4) (1)センテンス1に基づく当局は、§ 22に基づく調整協定に基づき、当局または当局が委託した第三者が本法に基づく義務を履行しない場合に備えて、十分な支払不能保証を提供するシステムを要求するものとする。

(1)または§ 22(2)に基づく要件の下で、またはそれらを完全にまたは適切に満たすことができない場合、結果として公共廃棄物管理当局または管轄当局が追加費用または経済的損失を負う。

原則として、確保する期間が3ヶ月を超えない場合、担保はセンテンス1の範囲内で適切であると見なされるものとする。標準期間を超える場合は別途理由が必要である。

- (5) システムは、この法律に基づく義務を履行するための組織的手段を維持する義務がある。当事者は、財務管理を評価するための適切な自己監査製造業者ニズムを確立するものとする。

§ 19 共同体

- (1) システムは共同体に参加しなければならない。§ 18に基づく認可は、認可が付与されてから3か月以内にシステムが合同機関に参加しない場合、無効になるものとする。

- (2) 合同機関は、特に次の任務を有するものとする。

1. § 26(1)センテンス2の14番および15番に従って中央当局が決定した市場シェアに基づく廃棄費用の配分
2. § 26(1)のセンテンス2、番号14および15に従って中央局が決定した市場シェアに基づいて、§ 22(9)に従って合意された付帯料金の配分
3. § 23に従った入札の競争中立的な調整、特に各収集エリアの入札リーダーの決定
4. § 23(10)に従い、電子入札プラットフォームと入札手順の詳細の決定
5. § 22(7)センテンス1に基づく共同代表者の任命
6. § 20(4)に従ったシステム監査人の任命
7. § 14(3)に基づく情報措置の競争中立的な調整および§ 26(1)第2センテンス § 14および§ 15に基づいて中央局が決定した市場シェアに基づくこれらの措置の費用の配分

- (3) クリアリングハウスは、同じ条件下であるすべてのシステムにアクセスできること、および個人データとビジネスおよび企業秘密の保護に関する規則が遵守されていることを保証するものとする。また、クリアリングハウスは公共廃棄物管理当局に影響を与える決定について、自治体の統括組織と協議するものとする。

§ 20 報告義務

(1) スキームは、実行されたまたは実行される予定の操作に関する次の情報を提供する必要がある。

- ・ § 7(1)センテンス1に基づく参加、および包装数量の控除の可能性について
- ・ § 7(3)に従った払い戻し

それぞれの場合、§ 16(2)センテンス1および2で指定された材料の種類、および製造業者に割り当てられた包装の質量によって分類され、それぞれ記載されている登録情報

1. それぞれの現在の四半期の最終月の15暦日までに、次の四半期に予想される参加包装の量(中間報告)
2. 毎年6月1日までに、前年の暦年に実際にかかった包装の質量(年次報告書)
§ 16(3)センテンス4に従って回収された複合包装は、対応する主要な材料タイプに割り当てられるものとする。

(2) (1)に基づく通知は、システム監査人によってチェックおよび確認された版で中央事務局に送信されるものとする。

中央当局は、特定の電子フォームと入力するマスクの使用、および送信のための特定の暗号化を規定する場合がある。送信されたレポートが不正確または不完全であるという兆候がある場合、中央事務局は、関連するシステムに個々のケースでの検査に必要な追加情報を送信するよう要求する場合がある。

資料請求文3に基づく条件が満たされている場合、中央当局はまた、個々のケースで中間報告のために別の報告期間を一時的に設定することもできる。

システムが中間報告書または年次報告書を提出しないか、中央機関が満足するようにセンテンス3に従って指示を取り消すことができない限り、中央機関は以下に基づいて当該システムに含まれる包装の数量を見積もる権限を与えられるものとする。

(3) システムは、各製造業者に割り当てられるシステム参加の対象となる包装に関する年次報告書の内容を参加する製造業者に通知する義務がある。

(4) スキームは、相互の合意により、最大5年間の4人のスキーム監査人を任命するものとする。システム監査人の任命期間の満了後6か月以内にシステムが後任者の任命について合意しない場合、中央機関はシステム監査人の任命を決定するものとする。

(5) 各システムは、それぞれの会計年度の翌暦年の7月1日までに、商法に基づく年次財務諸表またはシステムが商法に基づく年次財務諸表を提出できない場合は、資産と負債の計算書を中央事務局に電子的に報告する義務がある。

どちらの場合も、追加で商法に基づく監査報告書が必要である。各システムは少なくとも§ 18(1a)センテンス4、§ 18(1a)センテンス1および2が適宜適用されるものとする。

財務能力の欠如または送信されたレポートに不完全さの兆候がある場合、中央オフィスは関連するシステムに電子レポートを中央オフィスに送信するよう要求することができる。個々のケースでの審査に必要な追加の書類の提出、特に銀行、公的貯蓄銀行、監査人または公認会計士の適切な書類の提出を要求できる。

§ 21 参加費のエコロジーデザイン

- (1) システムは、参加の対象となる包装材の生産において以下を達成するために、参加費の査定の中でインセンティブを作成する義務を負うものとする。
 1. 材料および材料の組み合わせについて、仕分けと回収が可能な限り高い割合でリサイクルできること。
 2. リサイクルされた材料と再生可能な原材料の使用を促進すること。
- (2) 各システムは、毎年6月1日までに、前暦年の参加費の査定において、(1)に基づく要件をどのように実施したかについて、中央機関および連邦環境庁に報告するものとする。報告書には、関係する梱包材のうち、高品質のリサイクルに送られた材料の割合も記載する必要がある。

中央機関は、システムの報告の妥当性をチェックするものとする。連邦環境庁との合意により、報告書の形式に関する拘束力のある仕様を決定し、発行することができる。

また、審査が異議を生じさせない限り、中央機関は連邦環境庁との合意に基づいて、それぞれのシステムに報告書を発行する許可を与えるものとする。
- (3) 連邦環境庁との合意により、中央機関は毎年1月1日までに以下の情報を公開するものとする。個々の回収経路とそれぞれの材料の種類を考慮して、システムへの参加を条件とする包装のリサイクル可能性を評価するための最低基準。
- (4) 連邦政府は、これらの内容に従った報告に基づいて、2022年1月1日までに決定するものとする。

そして、システムへの参加を条件とする包装の機械的リサイクル可能性を促進し、リサイクル物と再生可能な原材料の使用を促進するための参加費の評価のため、より広範な要件に関する(3)に従って公表された最低基準および全体的な生態系への影響を考慮に入れる。

§ 22 投票

- (1) § 14(1)に基づく回収物は、公法の既存の回収構造に基づくものとする。

その地域に設立された廃棄物管理当局において、投票は書面で行うものとするシステムとそれぞれの公共廃棄物管理当局との間の合意（調整合意）があり、公共廃棄物管理当局の

利益に特別な考慮が払われなければならない、(2)に基づく枠組み要件を遵守する必要がある。調整協定は、競争における廃棄物管理サービスの裁定およびこの法律の目的と矛盾してはならない。

- (2) 公共廃棄物管理機関は、書面による行政行為により、廃棄物に対して決定を下すことができるシステムは、§ 14 (1)に従って、空のプラスチック容器の回収をどのように実施するかを決定しなければならない。

また、個人家庭における金属および複合包装材に関しては下記情報が必要である。

1. 収集システムのタイプ、収集システム、持ち込みシステム、または両方の収集システムの組み合わせのいずれかについて

2. 回収コンテナのタイプとサイズ（標準の回収コンテナの場合）

3. コンテナを空にする頻度と期間

この要件が、個人の家庭から廃棄物を最も効果的かつ環境的に適切な収集への保証に適している限り、枠組み要件は、公共廃棄物管理当局がその責任の下で実施される一般家庭からの混合一般廃棄物の収集の処理基準を超えることはできない。

枠組み要件は、早ければ3年後に修正される可能性があり、いかなる修正でも適切な事前通知をもってシステムに通知されなければならないが、それが発効する少なくとも1年前に行われなければならない。

- (3) 公共廃棄物管理機関が設置したリサイクルセンターで、空のプラスチック、金属、および複合包装の収集が行われる限り、公共廃棄物管理機関は、調整の一環として、共同利用システムに適切な料金を請求することができる。

適切な手数料を決定するために、両当事者は、2013年8月7日の連邦手数料法(連邦法官報Ip. 3154)の§ 9に規定された手数料を使用するものとし、2016年7月18日の法律の第1条によって修正される。(連邦法官報Ip.1666)、修正済み。

費用は、料金査定原則に基づくものとし、リサイクルセンターで収集された廃棄物の総量における包装廃棄物の割合に対応するコストの割合のみが評価の対象となる。割合については、公共廃棄物管理当局の仕様に従って、質量率または体積率として計算できる。

- (4) 調整の枠組みの中で、公共廃棄物管理当局は、適切な料金と引き換えに、システムが紙、ボール紙、段ボール箱の分別収集のために設定された収集構造を使用することを要求する場合がある。調整の枠組みの中で、システムは公共廃棄物管理当局が適切な料金と引き換えに、この収集構造の使用を共有することを許可することを要求する場合がある。

公共廃棄物管理当局は、調整の枠組みの中で、適切な料金と引き換えに、システムが紙、ボール紙、段ボール箱でできた包装以外の廃棄物も収集するよう要求することができる。

また、適切な料金を決定するために、両当事者は、センテンス1および2に基づく収集における紙、ボール紙および段ボール箱でできた包装廃棄物の割合に対応する費用の分担と、総量における紙、ボール紙および段ボール箱でできた非包装廃棄物の割合に対応する費用の割合について、連邦料金法第9条に定められた料金査定の原則に従うものとする。

センテンス3に基づく回収のコンテナに収集された廃棄物は、課金対象となる。

割合は、公共廃棄物管理機関によって指定された量の割合または量の割合として計算できる。

締約国が収集を実行する当事者による共同回収に同時に同意する場合、適切な料金を決定する際に、包装および包装以外の廃棄物のそれぞれの市場価値も考慮されるものとする。共同回収が合意されていない場合、相手方の回収を共有する当事者は、自己の責任で処分される収集コンテナに収集された廃棄物の総質量の割合に対応する質量の割合の放棄を要求することができる。

引き渡しの請求を主張する当事者は、廃棄物の譲渡によって生じた追加費用を負担するものとし、譲渡される収集混合物の質量の割合の市場価値が市場よりも高い場合は、補償を支払うものとする。分別収集の場合、当事者が自分の責任で包装廃棄物または非包装廃棄物を処分しなければならない。

- (5) 公共の廃棄物管理当局は、民間の最終消費者に蓄積するプラスチックまたは金属製の非包装廃棄物について、リサイクル可能なものの均一な収集によって材料に相当する包装廃棄物と一緒に収集される枠組み内のシステムに同意することができる。

リサイクル可能な材料の均一な収集の実施の詳細は、それぞれの廃棄物管理責任の範囲内で、公共廃棄物管理機関およびシステムによってより詳細に指定される場合がある。

これに関連して、§ 16に基づく回収義務、および包装廃棄物に関する § 17に基づく証拠提出義務が遵守されていることが保証されなければならない。

また、電気電子機器廃棄物指令における廃電池は、リサイクル可能な材料の均一な収集に含まれない場合がある。

- (6) 和解の一環として、公共の廃棄物処理機関は、適用される土地行政手続き法に従ってシステムが和解合意に基づいて即時施行されるよう要求する場合がある。

- (7) いくつかのシステムが設置されている地域では、システムの運営者は、共同代表者を任命する義務を負うものとし、共同代表者は、調整協定の最初の結論および修正について公共廃棄物管理当局との交渉を行うものとする。調整協定の締結および修正には、公共廃棄物管理当局および調整協定に参加するシステムの少なくとも3分の2の同意が必要である。既存の調整協定のある地域に設置されたシステムは、既存の調整協定に従わなければならない。

- (8) 公共廃棄物管理当局は、§ 14(1)に従って収集の枠組み要件に重大な変更があった場合、
(7)センテンス1および2は、必要な変更を加えて契約の交渉および締結に適用されるものとする。
- (9) システムは、§ 14(1)に従ってシステムによって実行される収集に関連して廃棄物に関するアドバイスを提供し、構築、提供、システムで使用される大型の収集コンテナが置かれているエリアを維持し、清潔に保つ。
費用の計算には、連邦料金法第9条に定められた料金査定の原則が適用されるものとする。

§ 23 集合的サービスの授与

- (1) システムは、§ 22(1)に基づく調整協定および§ 22(2)に基づく枠組み要件、§ 14(1)に従って提供される集金サービスを透明性とこの条項に従って、電子入札プラットフォームを介した差別のない入札手続きをおこなう。
システムによる団体契約の裁定は、それが(6)センテンス1に従って入札手続きまたは事前通知なしに行われ、(6)センテンス2に従って待機期間が遵守され、この違反があった場合最初から無効になるものとし、(8)(9)に従って仲裁手続において確立される。
- (2) システムは、特定の回収エリアの入札手順(入札リーダー)について、自律的な仕様を備えた単一のシステムを委託する。これに関連し、入札責任者はこの分野での収集費用の主要な責任を負うものとする。
その他のシステムは、落札者と個別に共有利用契約を締結することができる。
この場合、(1)に基づく入札義務は適用されない。(1)センテンス2による契約の裁定が無効になった場合、無効な集団契約に基づく回収契約共同使用契約も無効であり、落札者は他のシステムを利用できる。利用契約の締結は、客観的に正当な理由がない限り、それらについて異なる扱いをしない。
- (3) § 22(4)に従って、紙、ボール紙、および段ボール箱でできた包装が、同じ材料の非包装と一緒に収集に収集され、共同使用される場合、システムと公共廃棄物管理当局は共同で廃棄物を収集することができる。
また、引き取りサービスが入札に出される場合、システムと公共廃棄物管理当局は、入札手続きの実施を他方に委託することもできる。
いずれの場合も、他の法的規定の下で公共廃棄物管理当局に適用される公共調達法の規定が優先して適用されるものとする。入札手続が共同で実施される限り、関与するすべての契約当局は、入札手続に関する規定の遵守について共同で責任を負うものとする。
- (4) 請負業者は公開入札手続きで特定されるものとする。契約当局は、電子入札プラットフォームを介して契約通知で団体契約を授与する意図を公に発表するものとし、契約通知とともに、当事者は入札の提出に必要なすべての書類も提供する必要がある。

関心のある企業は、入札を提出することができる。入札の受領期限は、契約通知の発行の翌日から計算して、少なくとも60日とする。センテンス4に規定された期限内に適切な入札が提出されなかった場合、契約は、競争の呼びかけなしに、交渉による手続きによって授与される場合がある。

入札書類に定められたニーズと要件を明らかに満たしていない場合、入札は不適切と見なされるものとする。

- (5) 個々の契約分野の契約は、適切な企業からの最も有利な価格の入札に与えられるものとする。この目的のために、電子入札プラットフォームの運営者は、最も有利な価格の入札を決定し、入札管理者が入札を検査できるようにするものとする。同じ価格の入札は同時に検査される場合があり、入札管理者は、競争制限法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)の第122条に定められた基準に基づいて、入札者の適性を確認するものとする。

適合性基準、競争制限法第123条および第124条に基づく除外理由の不存在および該当する場合は、競争制限法第125条に基づく自浄作用のために入札者が講じた措置であり、入札の完全性、技術的および数学的正確性を審査するものとする。

その際、入札またはその適合性に関する説明のみを入札者に求めることができるが、特に入札または価格の変更に関する交渉は一般的に許可されておらず、複数の適切な入札者からの同じ価格の入札の場合にのみ、入札管理者は例外的に価格を交渉することができる。

競争制限法第123条および第124条で指定された不適格またはいずれかの理由の存在を理由として入札者を除外した場合、または入札が指定された最低要件を満たしていない場合、電子入札プラットフォームの運営者は、検討のために次に有利な入札を当事者に提出しなければならない。

- (6) 落札決定後、電子入札プラットフォームの運営者は、入札を検討しない入札者に対し、入札を受理する企業の名前と入札を除外する意図がある理由および契約締結の最も早い日付を遅滞なく通知するものとする。

入札プラットフォームの運営者は、入札管理者からこれに必要な情報を受け取るものとする。契約は、センテンス1に従って情報が発送されてから15日後まで締結されない場合がある。期限は情報が発送された翌日から始まり、当該入札者が受領した日は関係ない。

- (7) 入札管理者は、入札手続きの進捗状況をタイムリーに文書化する義務がある。この目的のために、特に提出された入札の審査および落札の決定について、入札手続きのすべての段階における決定を理解しやすい方法で確認するための十分な文書を確保するものとする。

電子入札プラットフォームの運営者は、最低価格の入札の決定を同等に文書化するものとする。文書は、裁定日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (8) 集団契約に利害関係があり、入札手続きに関する規定を遵守していないために権利が侵害されたと主張する企業は、仲裁廷によって入札と裁定の決定を審査することができる。

このリクエスト仲裁の要請は、書面でドイツ仲裁協会(Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit e.V.-DIS)に提出し、遅くとも第6文1項に従って情報を送付してから15暦日以内に提出するものとする。そのような情報が提供されていない場合は、契約締結後遅くとも6か月以内に要求を提出するものとする。

その際、入札規則違反の疑いにより、企業が損害を被った、または被る恐れがあることを示さなければならない。ドイツ仲裁協会は、直ちに入札管理者にテキスト形式で仲裁手続を行い、仲裁期間中、契約当局は契約を裁定しない場合がある。

- (9) 仲裁は、仲裁規則およびドイツ仲裁協会の簡易手続に関する補足規則に従って、また必要な範囲で、民法典の§ 1025から1066に基づくドイツ仲裁法の規定に従って最終的に決定されるものとする。

通常の裁判所に頼ることなく、当事者の審理後にドイツ仲裁協会によって任命された仲裁人による手続きについては、決定は書面で行われ、可能であればドイツ仲裁協会が要求を受領してから8週間以内に行うものとする。

仲裁人は、申請者の権利が侵害されているかどうかを判断し、権利の侵害を是正し、関係する利益への損害を防ぐために適切な措置を講じるものとし、有効に付与された報奨を取り消すことはできない。

仲裁手続が裁定、入札手続の取消または中止、またはその他の方法で解決された場合、仲裁廷は、いずれかの当事者の要請により、権利の侵害があったかどうかを決定するものとし、損害賠償請求の主張に関する通常の裁判所の権限は影響を受けない。

- (10) システム運用者は、電子入札プラットフォームの詳細と入札手順を相互に取り決めなければならない。当事者らは、意図された規則を、その実施前に適時にドイツ連邦カルテル庁に提出しなければならない。電子入札プラットフォームへのアクセスは中央本体により提供される。システムは、電子機器の開発と運用を保証するものとし、入札プラットフォームおよび入札の技術的実行は、プラットフォームを介して処理される情報に関して機密性を保持する義務がある中立的なサービスプロバイダーによって実行されるものとする。

- (11) この条項に別段の定めがない限り競争制限法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)の§ 121から126および128、§ 132(1)から(4)および§ 133、ならびに§ 5から7、§ 29(1)、§ 31から34、36および43から47、§ 48(1)、(2)および(4)から(8)、§ 49、§ 53(7)から(9) § 56および57、§ 2016年4月12日の公共調達条例(Vergabeverordnung) (BGBl.Ip.624)の60(1)から(3)および§ 61および63は、修正されたとおりに準用されるものとする。

第5章 本庁

§ 24 設立と法的形態；財団法

- (1) システムへの参加が義務付けられている包装材の製造業者、およびまだ充填されていない販売用包装材または二次包装材の販売業者、またはそれらが支援する利益団体は、民法に基づいて、その名の下に少なくとも100,000ユーロの法的能力と資産を持つ財団を設立する必要がある。
- (2) (1)で言及されている製造業者、販売業者、または利益団体は、連邦環境、自然保護および原子力安全省と合意して、財団の法規を制定するものとする。
財団法については、次のとおりである。
1. § 26で言及されている中央機関によって実行されるタスクを拘束する。
 2. § 26で指定されたタスクの適切な実行を保証するような方法で中央機関を組織し、装備する。
 3. 中央機関の設計と組織の枠組みの中で、最初の文で言及されている製造業者と流通業者が、平等な条件で適切な範囲で当事者らの利益をもたらすことができることを保証する。
 4. すべての市場参加者に対するセントラルオフィスの中立性が常に維持されるようにする。
 5. 個人データ、企業秘密、企業秘密の保護に関する規則が、特に評議員会、管理委員会および収集・分類・リサイクル諮問委員会のメンバーに対して遵守されていることを第三者および公衆に対して確認する。

財団法は、インターネット上で公開されるものとする。

- (3) 理事会は、財団の定款を修正する権利を留保する。評議員会が決定する投じられた票の少なくとも3分の2の過半数による定款の修正を行い、規程のいかなる修正も、連邦環境・自然保護・原子力安全省の承認を必要とするものとする。

連邦環境・自然保護・原子力安全省は、(2)センテンス1に基づく合意と、(3)センテンス3に基づく同意を、それらが争いの余地のない状態になった後であっても、将来にわたって取り消すことができ、(2)センテンス2の2から5の要件をもはや満たさない。

システムまたは産業ソリューションを介して参加している評議員会に代表される協会のメンバー事業による暦年は、システムまたは産業ソリューションを介して参加している同じ暦年に回収された総包装の75%を下回る。

§ 25 資金調達

- (1) 産業ソリューションのシステムとオペレーターは、それぞれの市場シェアに応じて、必要設立費用を含め、中央機関の資金調達に参加する義務がある。この目的のために、加盟国は次の段落の規定を考慮して、中央機関との間で融資の詳細を規定する契約上の合意を締結するものとする（融資契約）。
- (2) 融資契約に基づいて、中央機関は、均等の原則と平等な扱いの原則を遵守しなければならない部門別システムと運用者から課徴金を受け取るものとする。賦課金は、推定賦課金収入が予想コストをカバーし、産業ソリューションの各システムおよび各オペレーターがその市場に対応するコストの一部のみを負担するように、1会計年を超えない計算期間にわたって評価されるものとする。
問題の計算期間のシェアについて、§ 26(1)センテンス2、番号16に従って中央局によって決定された市場シェアは、評価の決定的な要素となる。
- (3) (2)センテンス2における費用とは、経営管理の原則に従って認識できる費用、特に人件費、材料費および帰属費用である。
費用には、使用される外部サービスの料金、法的および技術的監督の費用も含まれるものとする。
- (4) コスト超過回収およびコスト回収不足は、現在の計算期間に先行する期間の再計算によって決定されるものとする。コスト超過回収およびコスト回収不足は、(2)センテンス2に従って、2つの計算期間内に相殺されるものとする。
- (5) (2)に基づく課税歳入の評価および(4)に基づくその再計算は、法的および技術的監督の枠組みの中で連邦環境庁によって承認されるものとする。承認の前提条件は、予想される費用の適切な計算および(3)に従って解決される費用について、中央機関によって提出される監査人からの証明書である。センテンス2に基づく証明書の審査、徴税収入の基礎となる評価方法の文書化、再計算の実施または中央機関によるその適用に必要な限り、中央機関からのその他のデータおよび再計算を含めた賦課金の額の妥当性が検討される。
- (6) (1)センテンス1に従う義務のある当事者は、中央事務局の要求に応じて、3カ月の拠出額までの適切な破産防止保証を提供するものとする。

§ 26 タスク

- (1) 中央当局は、センテンス2に記載されている主権的任務の遂行を委託されるものとする。
中央当局は、下記のとおりに従う。

1. 申請時に § 9(1)に従って登録を実行し、§ 9(3)の第2文に従って確認を発行し、§ 9(4)に従って登録済み製造業者のリストをインターネット上で公開するものとする。
2. § 10に従って提出されたデータレポートをチェックする。
3. § 10(3)で言及されているシステムが、そのシステムに関連するデータレポートを電子的に取得できるようにする。
4. § 11(3)に従って寄託された完全性宣言を、特に § 9に従って登録情報、§ 10に従ってデータ報告書、必要に応じて § 20(1)番号2、§ 11(3)センテンス4および5に従って命令を発行することができ、解決できない不正行為が発生した場合は管轄の土地当局にその調査の結果を通知するものとする。
5. § 11(4)センテンス2に従って、代表状の寄託を命じることができる。
6. § 11(1)の最初の文に従って完全性宣言を寄託した製造業者のリストをインターネット上で公開するものとする。
- 6a. § 14(4)センテンス3に従って、システムに理由の陳述を要求することができ、提出された理由の陳述を検討し、営業秘密の存在について引き続き疑問がある場合は、管轄の土地当局に直ちに通知するものとする。
7. § 17(3)センテンス1に従ってシステムによって寄託された体積流量証明書を検査し、§ 17(3)センテンス4に従って関連する検証文書の提出を要求することができ、審査の結果を管轄の陸上当局とシステムに通知するものとする。
- 7a. 管轄の土地当局の要請に応じて、§ 18(1a)センテンス6に従って提出された書類を審査し、管轄当局にシステムの財務能力の評価を通知するものとする。
8. § 20(1)に従ってシステムによって提出されたレポートを調べなければならない、必要に応じて、§ 20par.に従って命令を出す。センテンス2、3および4は、必要に応じて、§ 20(2)センテンス5に従って見積もりを作成するものとする。センテンス2および5の場合は、管轄の土地当局に遅滞なく通知するものとする。
- 8a. § 20(5)センテンス1に従ってシステムによって提出されたレポートを検査し、必要に応じて § 20(5)センテンス4に従って命令を発行し、直ちに責任者に通知するものとする。システムが § 20(5)センテンス1または § 20(5)センテンス4に

従って、中央局の有罪判決に基づいて指示を払拭することはできない。

9. 必要に応じて、§ 20(4)センテンス2に従ってシステム監査人を任命するものとする。
10. § 21 (2)に従ってシステムのレポートを受け取り、その妥当性をチェックし、そのチェックによって異議が生じない限り、連邦環境庁との合意に基づいてレポートを公開する許可をそれぞれのシステムに付与する。
- 10a. § 21(2)に従い、連邦環境庁との合意の下でレポートの形式に関する拘束力のある仕様を採用し、発行することができる。
11. § 21 (3)に従い、連邦環境庁と協議の上、システムへの参加を条件とする包装材のリサイクル可能性の評価に関する最低基準を策定し、公表するものとする。
12. ドイツ連邦カルテル庁と合意して、すべてのシステムに参加する包装の総量における個々のシステムの市場シェアを計算するための手順を開発し、公開する。
13. ドイツ連邦カルテル庁との合意に基づき、すべてのシステムおよびセクターソリューションに参加する包装の総量における個々のシステムおよびセクターソリューションの市場シェアを計算するための手順を作成し、公開するものとする。
14. § 20(1)に基づく中間報告書を受領した後、四半期ごとに、第12号に従って公表された手順に従って、この期間に個々のシステムに暫定的に割り当てられる市場占有率を計算し、行政行為によってこれを決定し、決定結果をインターネット上で公表するものとする。
15. § 20(1)第2号に基づく年次報告書を受領した後、第12号に基づいて、暦年ベースでこの期間に割り当てられる市場占有率を計算し、行政行為によってこれを決定し、その結果をインターネット上で公表する。
16. § 20(1)No.2および§ 11に従って完全性を宣言し、行政行為によってこれらを決定し、決定の結果をインターネット上で公開するものとする。
17. § 7(5)に従ってシステム参加の対象となる包装のシステムに含めることを禁止することができる。
18. § 8 (2)に基づく通知および§ 8 (3)に基づく体積流量証明書を審査し、個々のケースで産業ソリューションを監視するために必要な命令を発行するものとする。

19. § 8(5)および § 25(6)に従って、セキュリティの提供を要求することができる。
20. 管轄の土地当局に対し、その要求に応じて § 10に従って寄託されたデータレポート、 § 11に従って完全であることの宣言、 § 17に従って体積流量記録およびシステムのレポートへのアクセスを許可するものとする。
§ 20(1)に基づき、行政手続法第4 § から第8 § に基づいて義務を履行するために必要な情報を提供するものとする。
21. § 36に基づく軽犯罪の実行の具体的な兆候がある場合は、管轄の土地当局に既存の証拠書類の添付を遅滞なく通知するものとする。
22. § 9(3)センテンス3、 § 10に従ってデータ通知を発行および公開し、 § 11 (3)に従って完全性宣言を寄託し、 § 17 (3)に従って体積流量証明書を寄託し、 § 20(2)センテンス2に従った中間および年次通知の送信を行う。
23. § 3(8)におけるシステム参加の対象としての包装の分類に関する行政行為による適用を決定するものとし、この趣旨の行政規則を公布することができる。
24. 申請に応じて、 § 3(3)における再利用可能な包装の分類に関する行政行為について決定するものとする。
25. 飲料包装の分類に関する行政行為による適用を決定し、 § 31での寄託の対象とする。
26. 申請に応じて、廃棄物発生場所について、 § 3(11)における個人の家庭に該当する廃棄物発生場所として分類する行政行為を決定しなければならない。
27. § 27(1)(2)に従って通知した後、専門家およびその他の審査官を審査官登録簿に登録し、それをインターネット上で公開し、 § 27(4)に従って、登録された専門家または他の審査官を登録簿から削除するだけでなく、 § 27(1)センテンス2または(2)センテンス2に従って対応する証拠を要求し、登録簿への登録を拒否することができる。
28. ドイツ連邦カルテル庁と合意して、この法律に基づく監査において、システム監査人および登録専門家、監査人、税務顧問および公認会計士が遵守すべき監査ガイドラインを作成する権限を与られている。

29. 2005年8月16日の環境統計法(BGBI.Ip.2446)の§ 15(2)に従って送信され、2021年9月22日の法律の第1条によって最後に修正された(連邦法官報Ip.4363)州の統計局および連邦統計局の要請に応じて、機関の名前、住所、電子メールアドレス環境統計法の§ 5a(2)から(6)に基づく調査を提供することができる。
- 29a. § 14(2)に従って、環境統計法の4レターaに従い、要求に応じて州の統計局および連邦統計局に、以下の調査に必要なデータを送信することができる。ただし、環境統計法第5a条に基づく義務に基づいて中央機関が利用できる場合に限られる。
30. 割り当てられたタスクの実行に必然的に関連する活動を実行する権限を与えられるものとする。

(2)中央機関は、一般法規の規定に従い、自らの責任でセンテンス2に挙げられた任務を遂行するものとする。

1. § 9に基づく登録および§ 10、§ 11、§ 20に基づくデータの送信に必要な電子データ処理システムを設立および運用するものとする。
2. § 23(10)センテンス2に従って、集団サービスの競争中立的な入札のための電子入札プラットフォームへのアクセスを提供するものとする。
3. § 25(1)センテンス2に従って、産業ソリューションのスキームおよびオペレーターと融資契約を締結するものとする。
4. 産業ソリューションのシステムまたはオペレーターが、特に報告義務を繰り返し順守しないことにより中央機関に対する法定または契約上の義務に著しく違反した場合、§ 25(1)に従って融資契約を終了することができる。
中央機関の資金調達に影響を与え、正しく履行していない場合または要求されたにもかかわらず完全に履行していない場合、合意された賦課金の重要でない部分の支払いを滞納している場合または提供していない場合、§ 25(6)に基づいて要求される担保を提供しない。
5. § 27(3)に従って少なくとも年に1回トレーニングを実施し、この法律の範囲内で登録された専門家に追加のトレーニングイベントを提供することができる。
6. 責任の範囲内で適切な範囲で他の当局や機関と情報を交換することができる。

7. この法律の下で義務付けられている人々とその責任範囲内の公衆に対し、特に (1) センテンス2の23から26に基づく包装の分類に関する決定について、関連する適切な範囲で通知するものとする。

(3) 中央機関は、(1)および(2)によって割り当てられたタスクのみを実行できる。§ 25(1) センテンス2に基づく資金調達契約を除き、システムまたは処分会社との契約を締結または手配することはできない。

§ 27 専門家およびその他の審査官の登録

(1) 中央機関は、§ 8(1) センテンス2、§ 11(1) センテンス2または§ 17(2)に従って、審査を実施する意図があることを通知した専門家を審査官名簿に登録し、これをインターネット上で公開するものとする。

中央機関は、要求に応じて§ 3(15)の1から4に従って、専門家が適切な認可証明を提供しない場合、その専門家を審査官登録簿に含めることを拒否することができる。

(2) 中央事務局は、監査人登録簿の別の§に対して、§ 11(1) センテンス2に従って監査を実行する意図があることを通知した監査人、税務顧問、および公認会計士を承認するものとする。中央事務局は、公認会計士、税理士、または宣誓監査人が要求に応じて専門家としての権限を証明する適切な証拠を提供しない場合、審査官登録簿への登録を拒否することができる。

(3) 中央機関は、データ形式を含むソフトウェアシステムおよび§ 26(1) センテンス2ナンバー28に基づく検査ガイドラインの適用について、少なくとも年に1回トレーニングを提供するものとし、登録された専門家はこれらのトレーニングの1つに参加する義務がある。試験官の登録簿に登録されてから1年以内、その後は5年ごとにコースとして、登録された専門家がセンテンス2に基づく義務を遵守しない場合、中央事務局はトレーニングコースに参加するまで、その専門家を審査官の登録簿から削除することができる。

(4) 中央機関は、(2)に従って登録された登録専門家または審査官が、職務に違反して試験ガイドラインに対して繰り返し重大な違反を犯した場合、その登録専門家または審査官を最大3年間、審査官登録簿から削除することができる。

§ 28 組織

(1) 中央機関の機関は、下記の4つである。

1. 評議員会
2. 取締役会
3. 取締役会および、

4. 収集・分類・リサイクル諮問委員会

中央機関の機関における個人の会員資格は、中央機関の別の機関におけるこの個人の会員資格を排除するものとする。センテンス2とは異なり、取締役会のメンバーとの部分的な個人同一性が可能である。

(2) 評議員会は、事業活動の指針を定め、執行委員会を選任し、解任する。

それらは以下の者で構成されなければならない

1. § 24(1)に従って定められた製造業者および販売業者のグループからの8人の代表者
2. 各国代表2名
3. 地方自治体の傘下組織の代表
4. 連邦経済エネルギー省の代表
5. 連邦環境・自然保護・原子力安全省の代表

評議員会は、投じられた票の過半数によって決定を下すものとする。

理事会は、投票の少なくとも3分の2の多数決で理事会の任命と解任を決定する。

(3) 執行委員会は、中央オフィスの業務を管理する責任を負い、法廷内外で中央オフィスを代表した2人までで構成される。

(4) 理事会は、評議員会と執行委員会の任務遂行について助言を行う。

それらの構成は下記のとおりとなる。

1. § 24(1)に従って定められた製造業者および販売業者のグループからの10人の代表者
2. 連邦経済エネルギー省の代表
3. 連邦環境・自然保護・原子力安全省の代表
4. 連邦環境庁の代表
5. 各国代表2名
6. 地方自治体の傘下組織の代表
7. 一般廃棄物管理業界の代表
8. 民間廃棄物管理業界の代表
9. システムの代表者
10. 環境および消費者団体の2人の代表者

(5) 収集・分類・リサイクル諮問委員会は、独立して、有価物を含む廃棄物の収集、分別、リサイクルの改善市町村と市町村の連携において特に重要な課題である品質保証システムであり、適切な方法でそれらを公開する場合がある。

また、その構成は下記のとおりとなる。

1. 地方自治体の統括組織の3人の代表者
2. 一般廃棄物管理業界の代表
3. システムの2人の代表者
4. 民間廃棄物管理業界の2人の代表

(6) より詳細な規定は、財団規約に留保されるものとする。

§ 29 監督と財務管理

(1) 中央機関は、§ 26(1)に基づいて中央機関に割り当てられた任務に関して、連邦環境庁の法的および技術的監督を受けるものとする。

連邦環境庁は、法的および技術的監督のために発生した費用について、中央機関からの払い戻しを請求することができる。請求の金額は、法律上および技術上の監督の実施のために連邦予算で予算化された収入を超えることはできない。

(2) 中央局の予算および経済管理は、連邦監査局による監査の対象となる。

(3) 中央機関が§ 26 (1)に基づいて割り当てられたタスクを実行できない場合、または適切に実行できない場合、連邦環境庁はそのタスク自体を実行する権限を与えられるか、権限を与えられた機関に実行させる権限をもつものとする。

中央機関は、センテンス1に従って中央機関が自らのために行動する場合に、連邦環境庁またはそれによって委託された第三者の能力を確保するために、適切な予防措置を講じるものとする。これには、中央機関による規定が含まれる。

現在のデータストックの本体と主権タスクの実行に不可欠なソフトウェアとその使用権について、中央機関が解散した場合、タスクの遂行に不可欠な現在のデータベースとソフトウェアおよびそれらの使用権は、連邦環境庁に譲渡されるものとする。

§ 30 異議申立手続および取消訴訟の保留効果の部分的除外；野党当局

(1) 異議手続は、§ 26 (1)に従って行政行為に対する取消訴訟を提起する前に行ってはならず、回避のためのアクションは停止効果を持たないものとする。

(2) 上訴手続が行われた場合、連邦環境庁は中央機関の行政行為に対する上訴について決定を下すものとする。

第6章 飲料の包装

§ 30a 特定の使い捨てプラスチック飲料ボトルの最小リサイクル量

(1) 2025年1月1日以降、主にポリエチレンテレフタレートで作られた使い捨てのプラスチック製飲料ボトルの製造業者は、質量の25%以上が再生プラスチックでできている場合にのみこれらのボトルを市場に出すことができる。

2030年1月1日から、すべての使い捨てプラスチック製飲料ボトルの製造業者は、再生プラスチックが質量の30%以上含まれている場合にのみ、これらのボトルを市場に出すことが許可される。この質量%は、プラスチックのリサイクルで構成されている。

(2) 再充填不可能なプラスチック製飲料ボトルの製造業者について、1暦年に製造業者によって市場に出された再充填不可能なプラスチック製飲料ボトルの総質量は、使い捨てプラスチック飲料ボトルに対応する再生プラスチックの割合に含まれる。

この場合、ボトル製造に使用するプラスチックリサイクルの種類と質量、およびボトル製造に使用するプラスチックの総量を検証可能な形式で文書化するものとする。

文書は、要求に応じて製造業者が設立された地域の管轄土地当局に提出するものとする。

(3) (1)および(2)は、下記の詰め替え不可のプラスチック製飲料ボトルには適用されない。

1. ボトルの本体がガラスまたは金属でできており、キャップ、ふた、ラベル、ステッカー、またはラッピングのみがプラスチックでできている場合
2. 2013年6月12日の欧州議会および理事会の規則(EU)No609/2013の第2条(2)(g)で言及されている、乳幼児向け食品に関する特別な医療目的の液体食品の要件特別な医療目的および体重管理食について、
理事会、委員会指令96/8/EC、1999/21/EC、2006/125/ECおよび2006/141/EC、指令欧州議会および理事会の2009/39/ECおよび規則(EC)No41/2009および
(EC)理事会および委員会のNo953/2009(OJL181、29.6.2013、p.35)、規則(EU)2017/1091(OJL158、21.6.2017、p.5)に従い、その目的のために使用される場合

脚注(§ 30a:適用については、§ 31(4)センテンス2を参照)

§ 31 使い捨て飲料包装の預託および返品義務

- (1) 飲料で満たされた使い捨て飲料包装の製造業者は、消費者に、包装ごとに付加価値税含めて少なくとも0.25ユーロの保証金を請求する義務がある。保証金は、最終消費者への販売時点までの取引のすべての段階で、さらに各販売業者によって収集される必要がある。市場に出される前に、使い捨て飲料の包装には保証金が必要であることを恒久的に、はっきりと判読できるように目立つ場所に表示する必要がある。
- センテンス1に基づく製造業者は、参加者が保証金の払い戻し請求を自分たちの間で解決できるようにする全国的で統一された保証金システムに参加する義務があり、保証金が必要な使い捨てドリンク包装と返品された包装の回収について、返品および回収システムに関する適切な規模の最終消費者向けの情報をウェブサイトで公開するものとする。
- (2) 飲料が満たされた使い捨て飲料容器の販売業者は、通常の営業時間内に実際の配達場所またはそのすぐ近くで空の使い捨て飲料容器を無料で引き取り、保証金を返金する義務がある。
- 包装が取り戻されない場合、保証金は返金されない場合がある。センテンス1に基づく回収義務は、ガラス、金属、紙、ボール紙およびプラスチックのそれぞれの材料タイプの詰め替え不可の飲料包装に限定されるものとし、これらの主要な材料タイプで作られたすべての複合包装を含み、販売業者が対象とする当事者の製品範囲には、回収義務が伴う。
- 販売面積が200平方メートル未満の販売業者の場合、この回収義務は販売業者がその製品範囲で取り扱うブランドの使い捨てドリンク包装に限定されるものとする。
- 通信販売の場合、すべての保管場所と発送場所が販売場所とみなされる。
- 自動販売機からの販売の場合、最終流通業者は、自動販売機から適切な距離にある適切な返品施設を提供することにより、回収を保証するものとする。
- 通信販売の場合、最終流通業者は、最終消費者から適切な距離にある適切な返品施設を提供することにより、引き取りを保証するものとする。
- (3) (2)の最初の文に従って回収された使い捨て飲料容器は、§ 16 (5)の要件に従って、それらを回収した人によってリサイクルされるものとする。§ 16 (5)の要件は、空の返却によっても満たすことができる。
- 卸売業者への一方向の飲料容器は、充填されるものとし、§ 15(1)センテンス4および(3)センテンス3から7が準用されるものとする。
- (4) 下記においては、(1)から(3)までは適用されない。
1. この法律の範囲内で最終消費者に提供されることを明らかに意図していない飲料の包装
 2. 充填量が0.1リットル未満の飲料包装
 3. 充填量が3.0リットルを超える飲料包装

4. ブロックパック、ゲブルトトップパックまたはシリンダーパックである飲料カートンパック
5. 飲料用ポリエチレン管状袋包装
6. ホイルスタンドアップパウチ
7. 次のいずれかの飲料を含む飲料包装
 - a) スパークリングワイン、スパークリングワインの含有量が50%以上のミックススパークリングドリンク、およびノンアルコールまたは低アルコールワインから作られたスパークリングドリンク
 - b) ワインの含有量が50%以上のワインおよび混合ワイン飲料、およびノンアルコールまたは低アルコールのワイン
 - c) ワインに似た製品の含有量が少なくとも50%である、さらに加工された形のワインに似た飲料および混合飲料
 - d) 2013年6月21日のアルコール税法(BGBl.Ip.1650,1651)の§ 1(1)に従ってアルコール税の対象となるアルコール製品。
2015年8月31日の条例(BGBl.ただし、2004年7月23日のアルコポップ税法(連邦法官報Ip.1857)の§ 1(2)に従ってアルコール税の対象となる製品である場合を除く。
2010年12月21日の法律(連邦法官報Ip.2221)の第6条により、随時修正される。
 - e) アルコール度数が15%以上のアルコールを含むその他の混合飲料
 - f) 乳成分が50%以上の乳および混合乳飲料
 - g) 1990年7月25日の牛乳およびマーガリン法(BGBl.Ip.1471)の第2条(1)(2)で定義されているその他の飲用可能な乳製品、2019年1月18日の法律(BGBl.Ip.1471)の第2条で最後に修正されたものIp.33)、2004年5月24日のフルーツジュース、ソフトドリンクおよび紅茶条例(BGBl.Ip.1016)の付属書8に物質がリストされていない場合、特にヨーグルトとケフィアは随時修正される。2020年5月18日の条例の第1条(BGBl.Ip.1075)によって最終修正された乳製品は他の飲用乳製品に追加される。
 - h) フルーツジュースと野菜ジュース
 - i) 炭酸を含まない果物の蜜と炭酸を含まない野菜の蜜
 - j) § 1(2)の食事規則の範囲内の食事飲料2005年4月28日の通知(連邦法官報Ip.1161)、2015年8月31日の条例第60条によって最後に修正されたもの(連邦法官報Ip.1474)、乳児または幼い子供のみを提供される修正版。

センテンス1の7に基づく免除は、aからe、hおよびiで言及されている飲料、および2024年1月1日から文字fおよびgで言及されている飲料が非詰め替え可能なプラスチック飲料ボトルに適宜適用されるものとする。

さらに、センテンス1の7に記載されている飲料が飲料缶に充填されている場合、センテンス1の7に基づく免除は適用されないものとする。

- (5)(1)センテンス1に基づく製造業者および第2条第1文に基づく販売業者は、本法に基づく義務を履行するための財政的および組織的手段を維持する義務を負うものとする。

この法律の下での義務の適切な履行を目的として財務管理を評価するために、当事者らは自己監視のための適切な製造業者ニズムを設定するものとする。

§ 32 情報提供の義務

- (1) § 31(1)センテンス1に従って保証金の対象となる飲料で満たされた使い捨て飲料容器の最終販売業者は、明確に見えて読みやすい情報ボードまたは標識によって販売時点で最終消費者に通知する義務を負うものとする。

「EINWEG」と書かれた一方向飲料容器のすぐ近くに、これらの容器は返却後に再利用されないことを示す。

- (2) 飲料が充填されたリターナブル飲料容器の最終販売業者は、販売時点において飲料容器の近くにある明確かつ読みやすい表示により最終消費者に知らせる義務を負うものとする。
リターナブル飲料容器に設置された情報パネルまたは表示で、「MEHRWEG」の文字があるものとし、「MEHRWEG」の文字が入ったこの包装の再利用可能性に関する情報パネルまたは表示はセンテンス1以下の充填量が3.0リットルを超える、または§ 31(4)の7に記載されている飲料のいずれかが入っている再利用可能な飲料用容器には適用されない。

- (3) 通販事業においては、第1項および第2項に基づく情報は、使用されるそれぞれの表示媒体に応じて提供されるものとする。

- (4) 第1項から第3項に基づいて要求される表示は、少なくとも当該製品の価格表示と同じ形式およびフォントサイズでなければならない。

- (5) (1)から(3)は、2002年10月18日に発行されたバージョンの価格表示条例の§ 9(4)の3から5に従って基本価格を表示する義務を免除されている最終販売業者には適用されないものとし(BGBl.Ip.4197)、2017年7月17日の法律(BGBl.Ip.2394)の第5条によって最後に修正されたように、当事者らが市場に出す飲料包装に関して修正されている。

第7章特定の使い捨て包装の消費量の削減

§ 33 使い捨てプラスチック食品包装および使い捨て飲料カップの再利用可能な代替品

(1) 2023年1月1日から、最終流通業者で商品が充填された詰め替え不可のプラスチック製食品包装および飲料カップの最終流通業者は、この包装で提供される商品を配置場所で提供する義務を負うものとする。

販売用の再利用可能な包装の最終流通業者は、商品と再利用可能な包装で構成される販売単位を、同じ商品と使い捨て包装で構成される販売単位よりも高い価格または劣悪な条件で提供することはできない。

センテンス1および2は、自動販売機による販売には適用されず、これらの自動販売機は従業員の供給のために企業内の公共のアクセス可能な場所に設置されていない。

(2) (1)センテンス1に基づく最終流通業者は、明確に見えて読みやすい情報ボードまたは表示を使用して、販売時点で再利用可能な包装で商品を受け取る可能性について、最終消費者の注意を喚起する義務を負うものとする。

商品の配送の場合、この情報は使用されるそれぞれの表示媒体で適切に提供されるものとする。

(3) §5(1)センテンス2の例外として、(1)センテンス1に基づく最終流通業者の回収義務は、当事者らが市場に出した再利用可能な包装に限定されるものとする。

§ 34 中小企業および自動販売機の救済

(1) §33(1)センテンス1に基づく最終販売業者で、合計5人以下の従業員かつ販売面積が80平方メートルを超えないものも、§33(1)に基づく義務を履行することを申し出て、義務を履行することができる。

最終消費者が提供するリターナブル容器に商品を入れる配送の場合、すべての保管および発送エリアも販売エリアとみなされるものとする。

従業員の数を決定する際、週の正規労働時間が20時間以下のパートタイム従業員は0.5の比率で考慮され、週の正規労働時間が30時間以下のパートタイム従業員は0.75の比率で考慮され、§33(1)センテンス2が適宜適用されるものとする。

(2) 自動販売機による流通の場合、最終流通業者は最終消費者が提供する返品可能な容器に商品を充填することを申し出ることにより、§33(1)センテンス1に基づく義務を履行することもでき、§33(1)センテンス2が準用される。

(3) (1)または(2)に従って円滑化を利用する最終流通業者は、販売時点で最終消費者に、明確に見えて読みやすい情報ボードまたは提供された再利用可能な容器に商品を充填するという表示によって通知する義務を負うものとする。最終消費者への商品の配送の場合、この情報は、使用されるそれぞれの表示媒体で適切に提供されるものとする。

第8章 最終規定

§ 35 第三者の委託と承認

(1) この法律に基づく義務当事者は、第三者に義務の履行を委託することができ、閉鎖物質循環および廃棄物管理法第22条第2文および第3文が準用される。

また、第1文は、第9条に基づく登録または § 10 に基づくデータ報告の提出には適用されないものとする。

(2) この法律の範囲内の施設を持たない製造業者は、本法に基づく義務を履行する権限のある代表者であり、§ 9 に従って登録を行う。権限を与えられた代表者は、これらの義務に関してこの法律において製造業者とみなされるものとする。権限を与えられた代表者は、自分の名前で職務を遂行するものとする。各製造業者は、1名の認定代理人のみを任命することができ、センテンス1に基づく任命は、書面およびドイツ語で行うものとする。

§ 36 罰金に関する規則

(1) 故意または過失による行政違反

1. § 5(1)センテンス1または § 5(2)センテンス1、§ 7(7) センテンス1または § 9(5) センテンス1に違反して、包装または包装構成要素を市場に出す
2. § 6センテンス2に反する数字または略語を使用している
3. § 7(1)センテンス1に反して、システムに参加していない、正しく参加していない、または完全に参加していない
4. § 7(6)に違反して、報酬または利益を約束または付与する
5. § 7(7)センテンス2または § 9 (5)センテンス2に反して、販売用の包装を提供または包装を販売用に提供することを許可する
5a. § 7(7)センテンス3の前半または § 9(5)センテンス3の前半に反して、§ 3(14c) センテンス1で言及されている人物である
6. § 8(2)センテンス1に反して、通知を行うことを怠り、正しく通知を行わず、通知を完全に行わず、または通知を時間内に行わず、払い戻しを受けている
7. § 8(3)センテンス3または § 17(3) センテンス1に反して、量の流れの証明を寄託しない、または正確にかつ完全に所定の方法で適切な時期に寄託しない

8. § 9(1)センテンス1に反して、登録しないまたは正しく登録しない、完全に登録しない、または時間内に登録しない
9. § 9(1)センテンス2に反して、通知を行わないまたは通知を正しく行わない、通知を完全に行わない、または時間内に通知を行わない
10. § 10(1)センテンス1、2に反して、情報を提出しない、または情報を正しく提出しない、完全に提出しない、または時間通りに提出しない
11. § 11(1)センテンス1に反して、完全性の宣言を提出しない、またはそれを正しく、完全に、または提出しない、時間内に入金されない
12. § 14(1)センテンス1に反して、残留物を取り除いた包装の回収を確実に行わない
13. § 14(2)に反して、そこに言及されている廃棄物を適切に処分しない
14. § 15 (1)の最初の文に反して、また (5)センテンス1と関連して、そこで言及されている包装を回収できない
15. § 15 (2)センテンス2に反し、(5)センテンス1と併せて、不完全である
16. § 15(3)センテンス1または(5)センテンス3に反して、そこで言及されている包装を適切に再利用または回収していない
17. § 15(3)センテンス3に反して、また § 31(3)センテンス3、または § 15(5)センテンス5に関連して、正しく完全に記録を保持しないか、または所定の方法で記録を保持しない
18. § 18(1)センテンス1に従い、許可なくシステムを運用する
19. § 20(1)に違反して報告を行わなかった、または報告を正確にかつ完全に行わなかった、または適時に行わなかった
20. § 21(2)センテンス1に反して、報告書を提出しなかった、または正しく提出しなかった、全額を提出しなかった、または期限内に提出しなかったものを弁償する
- 20a. § 30a条(1)に違反して、返品不可のプラスチック飲料ボトルを流通させる

21. § 31(1)センテンス1に反して、センテンス2と併せて、保証金の回収に失敗する
22. § 31(1)センテンス3に反して、再利用不可能な飲料包装にラベルを付けていない、正しくラベルを付けていない、または適時にラベルを付けていない
23. § 31(2) センテンス1に違反して、詰め替え不可の飲料容器の回収または保証金の支払いを怠った
24. § 31(2) センテンス2に反して、包装を取り戻さずに保証金を返金する
25. § 31(3)センテンス1に反して、返品された詰め替え不可の飲料容器がリサイクルされる
26. § 31(1)センテンス4に反して、全国的な保証金システムに参加していない
27. § 32(1)または(2)センテンス1に反して、いずれの場合も § 3に関連して、通知を遵守しない、または正しく遵守しない
28. § 33(1) センテンス1に反して、再利用可能な包装で商品を提供しない
29. § 33 (1)センテンス2に反して、§ 34(1)センテンス3または(2)センテンス2と併せて、より高い価格またはより悪い条件で販売ユニットを提供する
30. § 33(2)センテンス1および2または § 34(3)センテンス1および2に関連して、通知を行わない、通知を正しく行わない、または所定の方法で行わない

(2) 行政違反は、最大20万ユーロの罰金、または最大10万ユーロの罰金で処罰される場合がある。

(3) 土地法に基づく管轄当局は、行政犯罪法第36条(1)(1)における行政当局とする。

§ 37 没収

§ 36(1)に基づく行政違反が行われた場合、以下の内容において行政犯罪法第23条が適用される

1. 行政違反が関係する用途
2. 委託または準備のために使用された、または意図されたオブジェクト

§ 38 経過規定

- (1) 2019年1月1日までに包装条例第6条第5項第1文に従ってすでに有効に確立されているシステムは、第18条第1項において承認されたものとみなされる。
当事者らは§ 25の要件に準拠する中央機関との融資契約を締結し、承認の発行を担当する土地当局に提出する。
- (2) § 6(2)センテンス4に従って、2019年1月1日より前にすでに運用されている産業ソリューション製造業者または運送業者が§ 25の要件に準拠する融資契約を2019年1月1日までに中央当局と締結した場合、包装条例は引き続き運用される可能性がある。
(2)包装条例の(2)が2018年12月31日までに提出された通知文書を中央機関に提供しない場合、中央機関は産業ソリューションの製造業者または運送業者に完全な通知文書を再度提出するよう要求することができる。
- (3) 2019年1月1日までに§ 22の要件に準拠する新しい調整契約が成立しない場合、包装条例の§ 6(4)に基づいて締結された調整契約は、本規定における調整契約として引き続き適用されるものとする。
そのような合意が締結されるまで運用されるが、2年間の移行期間を超えてはならない。
システムの要求により、2019年1月1日に存在するそのシステムの回収契約は、契約に従って満了まで継続することができるが、2年間の移行期間を超えてはならない。
システムと公共廃棄物管理当局との間の自発的な合意に基づいて、2019年1月1日にリサイクル可能な材料の均一な収集がすでに実施されている地域では、これは相互の合意によって継続される可能性がある。
- (4) 中央機関の最初の理事会（理事会の創設委員会）の製造業者および販売業者の代表者は、創設者によってのみ任命されるものとする。
創立評議員会の任期は、財団の設立の日から3年を超えないものとする。
- (5) 2014年7月17日版(連邦法官報Ip.1061)の包装条例の§ 10(5)センテンス6で言及されている機関は、2019年1月1日までに中央機関に寄託されたデータの記録を引き渡すものとする。
- (6) 2021年7月3日の終わりまでに§ 18(1)の第1文に従って認可を付与されたスキームは、§ 18(1)センテンス2の番号4に従って財政的に実行可能であると見なされるものとし、中央当局が§ 26(1)センテンス2および§ 20(5)センテンス1に従って提出される計画の報告書を2022年7月1日までに検討する。
なお、中央局はセンテンス1に従って報告書を作成するものとし、所轄の土地当局が利用できる。

(7)2022年1月1日に初めて、§ 31(1)センテンス1に従って、使い捨て飲料包装の寄託の対象となり、すでに市場に出されている使い捨てプラスチック飲料ボトルおよび飲料缶の2022年1月1日より前の製造業者は、2022年7月1日まで保証金を請求することなく、最終消費者までのすべての取引において、さらなる販売業者によって引き続き販売される可能性がある。

付属書1 (§ 3(1)まで)包装の基準と例

(参考：連邦法官報I2017、2252～2253)

1. § 3Absatz1による委員会「Verpackung」の基準

- a) 物品が、同封、支持または保存するために必要な製品の不可欠な部分でない限り、包装が果たす他の機能を損なうことなく、§ 3(1)に規定された定義を満たす場合、物品は包装とみなされるものとする。
すべての構成要素は、一般的な使用、消費、または廃棄を目的としている。
- b) POS(Point of sale)で充填されるように設計および意図された物品、およびPOSで充填または設計されてPOSで充填されることを意図して販売される「使い捨て」物品は、包装機能を果たす場合、包装とみなされるものとする。
- c) 包装に統合された包装構成要素および付属要素は、それらが統合された包装の一部と見なされるものとする。製品に直接組み込まれるか取り付けられ、包装機能を果たす補助的な要素は、それらが製品の不可欠な部分であり、すべての構成要素が共同で消費または廃棄されることを意図していない限り、包装と見なされるものとする。

2. 評価のページ

基準文字aの例

競争力のあるもの：

- お菓子の箱
- CDケース周りの透明フィルム
- カタログや雑誌が入った郵送用封筒
- 焼き菓子と一緒に販売される小さな焼き菓子用の缶
- 柔軟な素材（プラスチックフィルム、アルミニウム、紙など）が巻かれたロール、チューブ、シリンダー。ただし、生産ラインの一部であり、販売単位として製品を提示するために使用されないロール、チューブ、シリンダーを除く
- 植物の販売および輸送のみを目的としており、その植物が存続期間中に留まることを意図していない植木鉢
- 注射液用ガラスびん

- CDと一緒に販売され、保管には使用されないCDスピンドル
- 衣類と一緒に販売されるハンガー
- マッチ箱
- 無菌バリアシステム（製品の無菌性を維持するために必要なパウチ、トレイおよび材料）
- 使用後に空の飲料系カプセル（コーヒー、ココア、ミルクなど）
- 消火器を除く各種ガス用の詰め替え式スチールボンベ

競争力のないもの:

- 植物が一生の間残る植木鉢
- ツールボックス
- ティーバッグ
- チーズの周りのワックス層
- ソーセージの皮
- 別売りの洋服ハンガー
- 使用したコーヒー製品と一緒に廃棄される飲料システムカプセル、コーヒーホイルバッグ、ろ紙コーヒーポッド
- トナーカートリッジ
- CD、DVD、およびビデオのケース(それぞれCD、DVD、またはビデオ)
- 空の状態で開催され、保管に使用されるCDスピンドル
- 食器用洗剤用水溶性フィルムの袋
- グレイブライトカップ（キャンドル用容器）

- 詰め替え可能な容器（詰め替え可能なベッパーミルなど）に統合された機械的グラインダー

基準文字bの例

一般的な州は、以下のように述べられている。

- 紙またはプラスチック製の手提げ袋
- 使い捨てプレートとカップ
- 粘着フィルム
- 朝食バッグ
- アルミホイル
- 洗濯物をきれいにするためのプラスチックフィルム

競争力のないもの：

- スターラー
- 使い捨てカトラリー
- 別売りであるラッピング・ギフト包装紙
- 空の状態の販売される大きな焼き菓子用の紙焼き型
- 空の状態の販売される小さい焼き菓子用の缶

基準文字cの例

競争力のあるもの：

-製品に直接組み込まれている、または取り付けられているラベル

プロパティであるもの：

- パッククローガーの一部としてのカラブラシ
- 別の梱包物に貼り付けられたステッカー

- ステープル
- プラスチックカバー
- 洗剤の包装材の構成要素としての投与補助剤
- 詰め替え不可の容器に組み込まれた機械式グラインダー
(例:コショウで満たされたペッパーミル)。

完全には貢献しないもの:

- 無線自動識別用RFIDタグ

付属書2 (§ 3(7)まで) § 3(7)における汚染された充填物7

(参考：連邦法官報I2017、2254)

1. 小売業での流通の場合、§ 8に従ってセルフサービス禁止の対象となる物質および混合物。
2017年1月20日の化学物質禁止条例(BGBl.Ip.94;2018Ip.1389)の4、2020年6月19日の条例(BGBl.Ip.1328)の第300条によって最後に修正されたもの。
2. 植物保護製品は、プロのユーザーのみが使用することを意図している。
2012年2月6日の植物保護法(連邦法官報Ip.148,1281)、2020年6月19日の政令第278条によって最終修正されたもの(連邦法官報Ip.1328)。
3. ジフェニルメタン-4,4'-ジイソシアネート(MDI)の混合物。
分類に関する2008年12月16日の欧州議会および理事会の1272/2008、物質および混合物の表示および包装、指令の修正および廃止67/548/EECおよび1999/45/ECおよび規則(EC)No 1907/2006(OJL353、31.12.2008、p.1)の修正、規則(EU)2020/1677(OJL379)による最終修正、13.11.2020,p.3)、カテゴリ1の呼吸器感作性物質(Resp.Sens.1)として、HフレーズH334でラベル付けされ、エアロゾルで上市されるもの。
4. 廃棄物コード120106、120107、120110、160113または160114または廃棄物リスト条例の付属書の第13章に基づく廃棄物となる油、液体燃料、およびその他の油性製品。

付属書3 (§ 5(1)センテンス2番号2まで) § 5(1)センテンス1で指定された重金属の制限値がプラスチック木箱およびパレットに適用されない要件

(参考：連邦法官報I2017,2255)

1.適用範囲

§ 5(1)センテンス1で指定されている重金属の制限は、閉鎖的で管理された製品サイクルを循環し、以下に指定されている要件を満たすプラスチックのクレートおよびパレットには適用されないものとする。

2.定義

- 「意図的な添加」とは、包装または包装部品に存在することによって、特定の特性、外観、または品質を達成することを目的として、包装または包装部品の処方に物質を意図的に使用することを意味する。

二次原材料が新しい包装材料の製造に使用される場合、「意図的な添加」とは見なされない。

- 「偶発的存在」とは、包装または包装構成要素における物質の意図しない存在を意味する。

- 「閉鎖的で管理された製品サイクル」:

制御された流通および再利用システムに基づいて製品が循環し、二次原材料がサイクル内のユニットのみに由来するサイクル。

サイクルに由来しない物質の追加は、技術的に可能な最小限に制限される。可能な限り高い返品率を達成するために、この目的のために承認されたプロセスによってのみ、ユニットを取り外すことができる。

3.製造と表示

(1) 製造は制御されたリサイクルプロセスで行われる。このプロセスでは、二次原材料はプラスチックの箱とパレットのみから得られ、サイクルに由来しない材料の追加は技術的に可能な最小限に制限されるが、最大20%の質量に制限される。

(2) 鉛、カドミウム、水銀、および六価クロムは、製造または流通中に成分として意図的に添加してはならず、これらの物質の1つが偶発的に存在しても影響を受けないものとする。

(3) 制限値は、これが二次原材料の使用によって生じる場合にのみ超えることができる。

(4) 濃度制限の対象となる金属を含む新しいプラスチックのクレートおよびパレットには、恒久的かつ目に見えるマークを付けなければならない。

4.システム要件およびその他の廃棄

- (1) 返却率、すなわち、使用後に廃棄されずに製造業者若しくは販売業者又は認定代理店に返却された再利用可能な包装の割合を含む、ポイント 3 及び 4 の要件の遵守を実証するための法的及び財務的説明責任を含む在庫記録及び管理システムが存在しなければならない。また、この割合は、プラスチッククレート及びプラスチックパレットの全体としての寿命を通じて可能な限り高く、いかなる場合も 90%を下回ってはならない。この制度は、市場に投入され、市場から撤去されたすべての再利用可能な包装を対象とするものとする。
- (2) 再利用できない返品されたすべてのプラスチック製クレートおよびプラスチック製パレットは、プラスチック製クレートおよびプラスチック製パレットがポイント3に従って製造される材料回収プロセスにかけられるか、公共の利益に適合する方法で廃棄されるものとする。

5.適合宣言書と年次報告書

- (1) 製造業者またはその正式な代理人は、毎年、この付属書に従って製造されたプラスチック製クレートおよびプラスチック製パレットがここに規定された要件を満たしていることを示す書面による適合宣言を作成するものとする。当事者はまた、この付属書の条件がどのように遵守されているかを示す年次報告書を作成するものとする。特に、報告書は、システムへのあらゆる変更および権限を与えられた代表者のあらゆる変更を示さなければならない。
- (2) 製造者またはその正式な代理人は、この文書を少なくとも4年間保管し、要求に応じて管轄当局に提出するものとする。

付属書4 (§ 5(1)センテンス2番号4へ) § 5(1)センテンス1で指定された重金属制限がガラス容器に適用されない要件

(参考：連邦法官報I2017、2256)

1.定義

この仕様の目的のために、スケジュール3の2番から § 5(1)の2番目の文の2番までの定義は、「意図的な追加」および「偶発的な存在」という用語に適用されるものとする。

2.製造

(1)鉛、カドミウム、水銀および六価クロムは、製造中に意図的に構成要素として追加してはならない。

(2) § 5(1)センテンス1を超えるのは、これが二次原材料の使用による場合のみである。

3.コントロール

(1)連続した12カ月にわたって実施される生産において、個々のガラス炉の月次検査からの平均重金属濃度が200mg/kgの制限値を超える場合、その製造業者またはその正式な代理人は、管轄当局に報告書を提出するものとする。このレポートには、少なくとも次の情報が含まれている必要がある。

- 測定値
- 使用した測定方法の説明
- 重金属濃度制限の存在の疑いのある情報源
- 濃度限界を下げるために講じられた措置の詳細な説明

(2)生産現場からの測定結果および使用された測定方法は、少なくとも3年間保管し、要求に応じて所轄官庁に提出するものとする。

付属書5 (§6まで)包装の表示

(参考：連邦法官報I2017,2257-2259)

1

1.プラスチックの番号と略語¹

材質	略語	番号
ポリエチレンテレフタレート	PET	1
高密度ポリエチレン	HDPE	2
ポリ塩化ビニル	PVC	3
低密度ポリエチレン	LDPE	4
ポリプロピレン	PP	5
ポリスチレン	PS	6
		7
		8
		9
		10
		11
		12
		13
		14
		15
		16
		17
		18
		19

2.紙とボール紙の番号と略語¹

材質	略語	番号
ボール紙	PAP	20
その他のボール紙	PAP	21
紙	PAP	22
		23
		24
		25
		26
		27
		28
		29
		30
		31
		32
		33
		34
		35
		36
		37
		38
		39

3.金属の番号と略語¹

材質	略語	番号
鋼	FE	40
アルミニウム	ALU	41
		42
		43
		44
		45
		46
		47
		48
		49

4.木材の番号と略称¹

材質	略語	番号
木	FOR	50
コルク	FOR	51
		52
		53
		54
		55
		56
		57
		58
		59

5.テキスタイルの番号と略語¹

材質	略語	番号
コットン	TEX	60
ジュート	TEX	61
		62
		63
		64
		65
		66
		67
		68
		69

6.ガラスの番号と略語¹

材質	略語	番号
無色ガラス	GL	70
グリーンガラス	GL	71
茶色のガラス	GL	72
		73
		74
		75
		76
		77
		78
		79

7.コンポジットの数字と略語¹

材質	略語 ²	番号
紙・ダンボール・各種金属		80
紙とダンボール/プラスチック		81
紙とボール紙/アルミニウム		82
紙とダンボール/ブリキ		83
紙とボール紙/プラスチック/アルミニウム		84
紙とボール紙/プラスチック/アルミニウム/ブリキ		85
		86
		87
		88
		89
プラスチック/アルミニウム		90
プラスチック/ブリキ		91
プラスチック・各種金属		92
		93
		94
ガラス/プラスチック		95
ガラス/アルミニウム		96
ガラス/ブリキ		97
ガラス・各種金属		98
		99

¹大文字のみを使用すること。

²複合材料Cに加えて、示された主成分の略語(C/)。